

平成 19 年度 第 3 回長野県公共事業評価監視委員会

日 時：平成 19 年 12 月 21 日（金）

13:00 から 17:25

場 所：県庁 3 階 特別会議室

1. 開 会

事務局（赤羽主任専門指導員）

内山委員、高木委員、まだおみえになりませんが、時間も経過してまいりますので、ただいまから平成 19 年度第 3 回長野県公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます、土木部技術管理室の赤羽敏雄と申します。よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元に配布させていただきました次第により、進めさせていただきますと思います。はじめに、北沢土木技監よりごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

北沢土木技監

土木技監の北沢でございます。委員の皆さんにおかれましては、年末の折、公私とも大変ご多用なところ、ご出席をいただきまして、御礼を申し上げます。

さて、県の 4 件の再評価案に対する審議も 3 回目を数え、本日はこれまでの審議結果をふまえ、意見書の具体的な内容についてご議論いただくこととなっております。委員の皆様には、それぞれ専門のお立場から、再評価案に対するご意見をいただき、できるだけ早く県の対応方針を決定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

事務局（赤羽主任専門指導員）

はい、ありがとうございました。

引き続きまして、委員長の福田様より、ごあいさつをお願いいたします。

福田委員長

今日は、天気が悪いなか、どうもありがとうございます。4 名ほど遅刻ですが、先に始めさせていただきたいと思います。

今日は、前回と同じ審議対象の 4 事業についてと、浅川について進めますが、意見書については前回、かなりいい議論をさせていただきまして、「たたき台」を出させていただきました。今日は、これを仕上げたいと思ってございます。限られた時間ですが、集中して審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（赤羽主任専門指導員）

ありがとうございました。

なお、本日は岡本委員、それから清水委員、柳澤委員がご都合により欠席でございます。また、石澤委員、三木委員におかれましては、遅れて出席されるということで、あらかじめ連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。福田委員長、よろしく願いをいたします。

福田委員長

議事に入ります前に、今回の議事録署名委員として、今回は中村先生と保母先生と、お願いいたしてよろしいでしょうか。

中村・保母委員

はい。

3．議事

（1）平成19年度長野県公共事業再評価について

福田委員長

よろしく願いいたします。

それでは、今日の予定ですけれども、4事業についての審議を3時ぐらいまでとし、休憩を取って、浅川の議論に入りたいと思います。

この意見書につきましては、前回議論いただいた皆さんの意見をできるだけ漏れない形でまとめました。内容の正誤とか、表現の適切性とか確認下さい。

委員の皆さんと事務局とで、もう一度チェックいただいて、意見交換なりして、提出の形に備えていけたらと思います。

早速ですけれども、お目通しいただいているとは思いますが、簡単に流し読みいたします。で、街路事業（1）ですが、若里の件です。これは、97%用地買収が進んでいるということと、あと電線共同溝の構造変更とか、ブロックの材料の見直しによってコストし、事業は見直しとして継続とする、懸案どおり進めていくということで審議は通過しています。

意見については、大きくは4つぐらいあったかと思えます。

ひとつは、土地利用が第一種住居地域であるということとか、あと通学路でもあるということもあって、まちづくりとかユニバーサルデザインとかの観点からは、今つくられている都市計画に沿って、総合的なまちづくりとして整備、道路整備を進めていくべきだろうということは前提にございました。

しかし、現実的には渋滞、混雑解消と言われているんですけれども、現場では200mの、一部時間帯だけの渋滞解除ということですね。それに第1期工区の供用後に、3,000台の

交通量の増加があるとされたんですけども、7年間変化が見られない中で、将来交通量の推計根拠が不明確で、単に3,000台の増加があるってことだけでは、説明不足ではないかというようなこと。

あと、中環状沿線で交通量が発生するというよりも、むしろ環状の形成によって、将来的には通過交通の増大が見込まれるということで、沿線地区のメリットと言えるかどうか。デメリットの面も、評価していったらいいんじゃないかということも上げられていました。

そして、長野県は高齢化の予想がされている中で、高齢化とトリップ数の減少との明確な相関関係を示していかないということがありました。

そして、3番目ですけども、1998年2月のオリンピック関連の拡幅計画にも位置づけられて、その後、街路事業とか道路事業とか、いろいろな形で形を変えて、事業は継続してきた経緯があると。このような歴史的経緯の中で、幹線道路網全体から見た、この当該区間の位置づけは、実は明確になっていないのではないかという意見は、比較的多く出されました。

ですから、事業進捗が98%進んでますとか、用地買収が97%ですとか、コスト削減をしたことで、単に対象事業区間をどうつくるかを評価するんじゃなくて、この事業が社会に影響していくのか、県民がどう使っていくのかという視点に立った社会的評価が必要だろうという話も出ました。

そして、この路線区間の本委員会に示されている事業効果＝交通事故の減少とは、実は10年前に終了している1期区間の評価とも言えるので、事故減少の要因は、交差点の構造改良や車線数の増加などの道路構造等の技術面から、因果関係を調査、分析、検証して、評価したほうが良いというご指摘もありました。

いろいろな、指摘や意見をまとめましたが、まず県のほうで、これは事実関係として違う点があれば、先にどうぞ。

柳沢都市計画課長

都市計画課長の柳沢広文と申します。

実質的には、当該事業について、21年の完成に向けて事業を進めるということにご理解をいただいたということで、大変ありがたいと思っております。

当該事業に関する意見について、少し意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、本路線につきましては、長野市の中環状というものを形成する道路の南の1辺を、4車線道路で整備し、長野市の、その都市としての骨格を形成するということが、ひとつございます。それに合わせまして、交通環境を改善していくという、当然そういったものを合わせて工事を進めているところでございます。

現在、工事をしております荒木交差点の直近の部分、ここが改良がなされれば、需要予測に見合った利用がなされるということは、私どもとしては平成17年の交通センサスの中のデータで、すでに伸びてきているというような現状等考えると、当然それに見合った形での利用があるという蓋然性は高いというふうに考えております。

また、交通の増加に伴って沿道の環境への影響についてのご議論がございましたけれども、これは歩道幅員を広げる、またそこに植樹をするなどによりまして、良好な道路の空間の創出を図っております。沿道の土地利用につきましては、道路環境の整備にふさわしい形、

その整備に見合った形での転換というものが、従来からなされていきますので、当該路線は4車線でもありますから、そういう中でやはり変化をしていくんだろうというふうに予測をしているところでございます。

また、全般といたしましては、いただきましたご意見について、整備後の状況というものを見ながら、今後の計画においてもよりよい街路整備が進みますように、参考にさせていただきたいというふうに考えております。全体といたしましては、私どもとしては、このいただきましたご意見について、今申し上げましたような印象を持っているところでございます。

福田委員長

特に修正点とかはなくてよろしいですか。

柳沢都市計画課長

ですから、その具体的な議論ということであれば。

福田委員長

そうですね。

青山委員

まず、現地に行った委員が、福田委員長がまとめたものが正しいかどうかを確認するところから始めないと、おかしい。

事務局相手に、ここ削除していいですかなんてのは、冗談じゃないよ。

福田委員長

正誤の問題です。

青山委員

だから、それがまず、委員長がまとめたものを現地に行った委員がこれでいいのかとところから始めるべきですよ。

福田委員長

では今、事務局のほうから補足があったんですけども、この表現とかいろいろ含めてですね、ご議論いただきたいと思います。

平松委員

あ、いいですか。ちょっと細かい話で恐縮なんですけど。

意見の中で(4)番目のところなんですけど、これは、あくまでも、意見書(たたき台)ということなんですけど、意見書に載せるその大もとだという理解でいいんですよね。

福田委員長

はい。

平松委員

という観点から考えますと、整備が必要とするには、分析や根拠が曖昧すぎる。

本来ならば、必要のない事業であるが、ここまで進んでいるから許してあげるよ、みたいな文言になっていますが、これは、こういう意見書の文言としては、あまりよろしくないんじゃないのかなという感じがします。

というのはね、あの、本当だったらだめだと言いたいんだけど、ここまで来たらしょうがないよね、みたいな言い方っていうのは好ましくない。

で、どうせ、こう書くのだったら、本来ならば継続することによる功罪、もしくは大英断を下して中止することの功罪、それを整理した上で決定すべきところだという文言のほうが、こういう文章的には好ましいんじゃないでしょうか。

梶山委員

よろしいですか。この部分は、実は僕が書いた僕の意見なんです。これを、これに載せるかどうかという、まず前提があると思うんですね。こういう意見書に、結論とは別に、こういう意見もありましたよという意味で、まず載せるかどうかという意味では、まずその点については私は、できる限り載せたほうがいいだろうと思っています。

で、その表現の問題で、本来なら、本来なら不要な事業なんだけども、用地買収が97%進んでいるうんぬんで、いまさら中止というのはデメリットも大きいだろうという趣旨で、私は書いたんですが、そういうことを、何でふさわしくないのかっていうことは、今の平松委員の意見を、私自身はよく納得できない。この表現がいいかどうかは別としてですね、そのいけないという理由がよくわからないんで、もう一度、それをご説明いただけますか。

平松委員

そもそも、この委員会自体は、この事業の当初に戻って、この事業が必要かどうかという判断する委員会ではないというのが前提で私は考えているんですが、で、過去のことを掘り起こして、本来ならば事業的には必要ないよという文言に受け取られてしまうんじゃないのかなというふうに思うわけです。

梶山委員

まあ、過去のことを掘り起こしてっていうのは、公共事業っていうのは、そもそもそのスタートからどういうスタンスで公共事業を計画し、それでここに至ったのかという過去の問題を抜きにして、公共事業の適正さというものは、これ出て、評価できないはずで、それで過去において、こういう評価をきちんとしなかったことに問題がありますよという趣旨で言うんならば、それは別に一向に問題ないだろうと。そういう、公共事業評価監視委員会っていうのは、要するに結論を出すだけが目的ではなくて、同時にこれからも行われる公共事業に対しての一種のスタンスを示す、そういう趣旨も当然あると思うんですね。

ですから、このままでいいかどうかというのは、私もすぐ断言はできませんけど、そういう趣旨でいうと一概にすぐに切り捨てないでいただきたいと。

平松委員

趣旨は非常にわかります。ただですね、そもそもこの事業が必要であったかなかったかというふうな判断を下すには、それなりの調査や根拠等が必要になるのではなからうかと思うんですね。

それで、今回それに足り得る、その根拠なり資料や調査等が、十分ある場合には、載せるというのやぶさかじゃないかなという気がするんですが、それを、こういうふうに「本来ならば必要のない事業」というふうに書いてしまうと、文言が一人歩きしてしまうんじゃないのかなという危惧が、私にはあるということです。

中村委員

私、ちょっと違う観点からなんですけどもね、本来なら必要のない事業っていうのは、私、非常に憤慨なんですよ。私の住んでいる所は信州新町っていうんですけれども、長野市から24キロくらいあるところなんです。それで、確かにこの先にも、一部時間帯って書いてありますけども、私たち地方からは、暗いうちに出てくるんですよ。8時半の仕事に間に合わない。ですからね、どうしたって、時間は早く出てきます。だけど、たかが200mでもね、ここがやっぱり解消することによって、時間の短縮が図られたりっていうメリット、ものすごく大きいんですよ。

ですから、国道19号で来ましても、枝線がたくさんあるわけじゃない。その中で、どうしてもネックになっちゃう。地域からも、何しろ整備をしてくれってのは、やっぱりそういう生活の視点から見ると、どうしても整備してほしかったところなんですよ。

ですから、私も月曜日に、ちょっと日赤へたまたま行く用事があって、8時半までに、一応、それでもね、6時50分に出たんです。8時半にぎりぎりなんです。

日中はスムーズにいても、あそこで時間がかかってしまう。ですから、私たちは、長野市に住んでいるわけじゃないですけど、生活の中のひとつのエリアとして、通勤やいろんなこと考えれば、短時間の間でも、私たちは無駄だとも思いませんし、「たかが」というのは、私たちには引っかけちゃうんですよ。

梶山委員

当然、そういうご意見もあるだろうと思います。ただ、その道路の本来の機能して、1日中常にスイスイ行くというところまでサービスを要求すべき問題ではないですよ。

中村委員

それはわかります。

梶山委員

だから、もちろん、これによって助かっている人もいるし、そうでない人もいますけど、これはひとつの見方としては、たとえば30分なり1時間のために、これだけの金

をかけていいのかという見方も、当然あってしかるべきで、そういういろんな見方を載せるべきかどうかという意味での話だと思うんですね。

青山委員

僕がさっき申し上げたのは、現地調査をやった後、このまとめが出たっていうのはごく最近で、各委員も、ここで自分の言ったことが的確に表現されているかどうかということを確認した上で、じゃあ事実関係として、事務局として明らかに、こう間違いなところあれば、それを指摘してくださいっていうのが、本来の姿ですね。

で、今の話は、たとえば梶山委員とか、それを括弧にして意見を出した人の意見内容を出した人の名前を入れておくべきだと思うのですよ。で、委員長が勝手にとは言いませんが、丸めたり、まとめて、それをここに出してきてっていうことだと、結局誰が指摘して、その真意本意がどこにあるか、僕は道路交通ずっと研究してきた人間なのですが、発生集中はセンサスだけではわからない。将来的な交通量の伸び率などのデータをもとにしなければまずいと思います。

ですから、この委員会が長野県事業者の追認の場合だったら別ですけど、そうでなければ1個1個問題を出した方の名前を入れ、かつここで、場合によっては議論なり事務局に、昔それやったと思いますけど、データを出してほしいと依頼すべきです。

根拠とを明確にしないといけない。この結論めいたところも、委員会誘導みたいになることを委員長がしてはまずいので、それは手順を明確にしていきたいです。

福田委員長

これは審議として、これでよいですかということで、前回諮った結果の、委員会としての意見で、誘導はしてございません。事務局とも、前もって通すとかいうことは話し合ってください。

で、まず担当者の一次評価があって、再評価を県庁内でやっているの、さらに外部の評価としたいということが、資料として上がっているわけです。

青山委員

その部分は、わかりました。

僕は前回出てないんで、たぶんそこでの議論だと思いますけれども、じゃあ、もうひとつのね、あの、まとめるときに、それぞれの、ここに、肯定なり、否定なり、疑義なりを出している方の名前を入れるっていうのはどうですか。こういうことがある以上。

福田委員長

ただの意見の羅列になってしまう。

青山委員

いや、意見の羅列じゃなくて、環境審議会でもそうですけど、意見が違う場合には両論併記なり、それぞれの意見を明記すべきです。ちゃんと根拠付けて、そうじゃないっていうことを出してもらわなければ、土木工学的、土木計画論的にも、おかしなものを出し

ていることになるんじゃないですか。

福田委員長

私は、それでもいいですけど、皆さん、多数決で取りますか？

青山委員

そんな感情的になること、ぜんぜんないですよ。

福田委員長

意見もあったと書いてございます。

青山委員

進め方として、僕は言っているんですよ。

福田委員長

ええ。だから、ここで私と青山さんと言い合ってもだめなんで、皆さん、どうしますかということで考えます。「本来ならば中止」という意見もあったとはきちんと書いてます。

青山委員

いや、中止だなんて、僕はぜんぜん言ってないんですよ。こういう意見もあると。

福田委員長

違います。

今、梶山さんが言われたところを考慮すると、整備の根拠があいまいすぎる。すなわち本来ならば、「必要がない事業であるが、用地買収が 97%進んでいることを考えると、今さら中止も困難」という意見もあったと、私は書いたんです。だから、いろいろあると言ったんですが、実名で出すということなら、出すことでも構いませんし。

青山委員

梶山さんが言ったことは、非常に大きな意味があって、今後の公共事業のあり方、僕は道路分野ずっと 30 年ぐらい、ある面でやってきたんですけど、道路交通量の将来予測は、発生集中交通量、分布交通量、交通量の道路ネットワークへの配分などの手順を踏んで行うのですが、その途中で政治的な横やりを入れられることが多いんです。それで、先ほど中村委員が言われたこと、おそらく実感としてそのとおりだと思いますけど、そういうことがある以上、専門家として、まあ梶山さんはその分野の専門家かどうかわかりませんが、こういうものが出たとすれば、やっぱりそれに対して根拠となるデータがあるならば、それを出示してもらわないといけない。それがこの委員会としての役割ではないかと思う。だから、賛成、反対など僕は言っているんじゃないで、その根拠があるならば、事務局が出すべきだというふうに言っているんですよ。関東地方整備局なりの資料を出せばいいんじゃないですか、こういう道路なら。

ただ、従来は将来交通量の発生集中の伸び率とかなんとかってというのは、現状についてはパーソントリップも出してただけけれども、ここは出さないっていうことが、長い間続いていたので、現在どうなっているか知りませんが、それをちゃんとしとけば、僕自身の考えでは工事を進めてもいいと思っています。しかし、ここでの議論は、事務局がいる以上、単なる字句だとかではなくて、その根拠をデータとして示してもらったほうがいいと思います。

福田委員長

根拠を示すとかいう議論は、追加資料とかもいただいたんで、前回「これ以上ありませんか」と確認しました。ありませんということで審議をしたんですね。

青山委員

いや、それは梶山さんと私、出てなくて、あなたにも言ったし。

福田委員長

それでは欠席された方とまた同じことをやっていたら、いつまでも終わらなくなってしまいます。

青山委員

いや、いや、いや。そんなこと言ったら、委員会を辞めたほうが。

梶山委員

僕も前回出てなかったんで、前回どこまで議論されたかというのがよくわからないんですが、私自身の意見としては、もう少し、私、今、自分の原稿持ってないのであれなんですけど、トリップ予想がないとか、そういうことも付け加えて、要するに根拠が曖昧だということ、ここに書いたつもりなんですね。

それで私は、こういう両論併記的な書き方っていうのは、特に公共事業の評価では大変大事だと思っているんですけども。結論は結論で、それはそれで仕方ないと思いますが。

その場合、青山さんおっしゃるように、やっぱり実名を出すっていうのは、これ大事で、これはその、いわゆる最高裁の判決の少数意見みたいなもので、そういう少数意見というのを、やはり誰もが大切に、それを斟酌しなきゃいけないというのが、やはりこういう事業民主化する上でも、大変大事な視点だと思いますから、そういう意味でいいですよ、出すんならなるべくその原文のまま、正確に出してもらおう。あるいは、これを書いた人にもう一度見直して、こういう文章でいいかどうか、本人に確かめた上で、必要ならば資料も付けてもらおうと、そういう形で、これをすぐ下に載せるか、意見集という形で載せるか、それは別としてですね。そういうものはやはり、実名付きで、必要な資料付きで載せたほうがいいと思います。前回、そういうことも含めて議論されたのかどうか、よくわかりませんが。

福田委員長

意見書のまとめ方という話になってきましたけれども、「実名で出したほうがいい」という意見があります。「叩き台」を今から誰が言ったか切り分けていくのも、難しい話なんです。今みたいに、意見が食い違うという話でもないとは思うんですけども。

まとめで、適切にご自身の言葉で書いて、お名前を入れていただくことですよ。私が、何もかも背負っていく話ではないので。そこをどうするかを、ご意見いただけますか。

保母委員

まとめ方としてはですね、ここにあるような、あの、2行ありますよね、結論がね、上のほうにね。この原案どおりというのでね。その後、この委員会自身一致できる点ですよ。たとえば、3点あれば3点、4点あれば4点。それについて書いて、それ以外にこういう意見があったと。意見が異なる場合ね。その時に、いくつかは、それぞれの立場からは重要だけれども、全体の合意に至らなかったなり、今後検討を要すべき問題については、個人名を入れるというような形がいいんじゃないんですか。

だから、委員会に出てきた意見は、全部を個人名にすると、委員会の意見はどうなってるんだということになりますので、合意点についてはもちろん提案者の名前も入れる必要ないし、委員会としてのまとめという形が、一番すんなりしとるんじゃないでしょうかね。

たとえばね、ここの、当該事業に関する意見のですね。このあたりは、前回の議論では、だいたい一致したようだと思うんですよ。

そうすると、ここには意見があったと書かれているけれども、そうじゃなしに、もうちょっと前で丸にしまってね、というような形で、委員会としてのまとめとするとかね。

あるいは、一番下のところも、大体そうだったかなという気もしますけどね。一番下の、「また」という文章ですね、5行、4行、これも、そういう指摘もあった、ではなしに、これも、大体一致点ではなかったかなと思って、先ほど見てたんですけどね。それだったら、これを2番目に例えばしておいて、その他こういう意見があったというようにまとめたらいかがですかね。

福田委員長

はい。前向きなご意見いただきましたけれども、ほかに何かまとめ方のご意見で。

三木委員

保母先生おっしゃったのは、僕もだいたい賛成なんですけど、要するに多数意見、多数意見は多数意見でまとめてしまうと、丸めてしまう、そういうご趣旨ですよ。まあ、それはそれで構わないと思います。ほか、それに違和感持つ方がいなければ。

福田委員長

実を申しますとね、前回、梶山先生のペーパーを配布させていただいて、それをみんなが読んだときに、意見が5つぐらい出たんです。皆さんが異口同音に、この中身については賛同できるとの言い方があったんですね。要は、進捗や用地買収の数値があるから、いまさら止められないでしょう。それについては、委員会で、ほぼ皆さん同じだろうと思

えたのですよね。ただ、その背後にある1、2、3、4ってあったのは、まあこういった意見がそれぞれにあった。実は、「本来ならば必要ない」とまで言わないにしてもですね、まあ「進んでいるから中止はいまさらできない」というのが、ほぼ全員が言われたと思っているんです。

青山委員

アメリカの場合、国家環境政策法（NEPA）で設立された大統領府諮問委員会（CEQ）ダムがほとんどできたとき、日本のレッドデータブックの一番上位、すなわち絶滅危惧種ある「スネールダーター」という魚類が生息していたダムを使うのもやめているんです。ほんとに問題があるなら、工事がどんだけ進んでいようと、振り出しに戻ったっていいんです。

そういうことについて、今度は基本高水の専門家を、これは自動車の将来予測の専門家っていうほど、この委員会に個別分野の専門家がいるわけじゃない。事務局として、データを意見の背後に付けてくれればいいですよ。

福田委員長

事務局のほうで、今言われたデータを用意いただけますか。それと、今ご意見あった青山先生に渡していただいて、まとめていただくという手法を取りたいです。

青山委員

まとめるほどのこともなくて、専門的に言えばゾーンの、ゾーンの区分けが、この道路周辺でどうなっているかぐらいですけれども、そういうものは出せるんですかね。将来交通量にかかわるような話は。

今は、たぶん情報公開以降は、そういうものは関東地整というか、そこでも別に隠し立てするデータじゃなくなったと思いますけど。それがないまま議論しても、非常に些末な議論に、この分野はなっちゃうというふうに思いますね。逆に、必要性なら必要性がちゃんと出てくると思いますよ。

ただ必要前提にやっているということで、それ自身が議論じゃないといえば別ですけど。

福田委員長

いかがでしょう。事務局のほうで、資料が準備できるかできないか次第ですけど。

青山委員

あの、道路交通情勢調査、全国道路交通情勢調査の、ここの当該部分の交通量の過去から現在までのと、今言いました将来予測っていうのが、パーソントリップでいくか、あるいは別ですけど、発集だとか分布交通っていうのが、データとしてあるんですよ。ですから、そういうものを出してもらえれば、なるほどこの部分は、ボトルネックになっていることがわかるわけじゃないですか、定量的に。ただ、高齢者がどうこうっていうのは、人口予測との兼ね合いだけじゃわかんないですよ、高齢っていうのは。そこまではやらないと思いますけど。

梶山委員

東京都の場合だと、年齢別のトリップ数っていうのがあるんですよ。

青山委員

ありますか。

柳澤都市計画課長

あの、この事業を計画する時点の方法っていうのは、国土、まあ当時建設省だったかもしれないんですけども、いわゆる交通センサスのデータに対して、将来伸び率をただ単純にかけるといった形の中で将来予測をして、それで計画を組んできているという、それはスタート時点では実質、そういうことでスタートを切っているわけです。

その後、16年にはパーソントリップの道路の調査もやったりしておりますから、そういうデータがないわけではないんですけども、現在そういうものを整理した形で手にしている状況ではございません。

ただ、先ほどもちょっと申し上げましたように、その将来予測の37年の2万5,000台という予測をもって事業をスタートしているんですけども、平成17年においても、1万9,368という、こういう数字があつてですね、2車線で整備するか4車線で整備するかというような台数っていうのは、まあ8,000から1万2,000台ぐらいが2車線の道路で、それを超えれば4車が必要かなというような、そういう形の中で事業計画が組まれていくわけですし、そういうさまざまな状況。それから、先ほど、ちょっと一言で申し上げてわかりにくかったかもしれませんが、荒木の交差点部分は、まだ整備がされていませんので、そのネックというものをドライバーが予測して、交通というものが流れてきているわけですので、われわれとすればそういう整備が進めば、その37年とかというようなオーダーの中で、これは達成するという事は、当時の予測の推移からみれば、じゅうぶん達成できるだろうというふうに考えているわけです。データは、私どもとして出せないわけではないですけど、今、そういう形のまとめたものを手にしているわけではございませんので、すぐにと言われれば、ちょっと間に合わないということだと思います。

梶山委員

OD表みたいなもので、振り分けしているんじゃないんですか。それは、ない。

柳澤都市計画課長

いや、それも、ですから、そのパーソントリップの調査を過去にもやっておりますから、長野市の場合は2回やっていますので、そういうデータ等から、それは把握することはできますけれども。

青山委員

もうひとつ、さっき言った、発生集中分布交通量の次が、配分交通量といって、道路ネットワーク、当然その幅員だとか車線含めたもので、配分計算してますよね。

その図を出して、それぞれの箇所ごとね、リンクごと、リンクノードというんですけど、リンクごとの交通量を出してもらえば、今言ったお話っていうか、渋滞のほうは即わかるので。ですから、僕は1回目だけで、あと2つは大学の所要で出られなかったんですけども、少なくともこういうのやる以上、そういうデータを、分かる分からないは別にしておいてもらえば、もっとこのたぐいの話はいいんじゃないかというふうに思いますね。

福田委員長

わかりました。

事務局から資料を出していただき、青山先生にまとめていただきたいと思いますけれど。

青山委員

実をいうと、これだけじゃなくて、この道路系っていうのは、全部それがないと、僕が行った和田もそうなんですけど、まったく実をいうと、話にならないんですよ。

福田委員長

でもですね、青山先生。資料請求については、前回欠席される方も含めて、「あらかじめ出してください」と申し上げてたんですね。

青山委員

それは、わかりますけれども。

全部が全部、そういうこと、その場でいただいたときに、出せないものもあるので、今ここで非常に極端な議論になってたんでね、それは、そういうことがあったほうがいいですよと、あと整理の仕方はこうしたほうがいいですよと、内容にかかわる話とまとめ方について、僕は持論を言ったわけです。

まあ、今すぐってことじゃなくて、もしあれば次回、1月に僕も来ますし、来なくても出るでしょうから、できれば長野市全体の、そのさっき言った配分したリンクノードごとの交通量の図を出してもらえばいいと思いますけどね。もしくは、大きな話し、長野県広域のリンク別交通量。

福田委員長

事務局がもし出せるんだったら、早めに送っていただいて、次回にまとめて持ってきていただきたいと思います。

柳澤都市計画課長

特別にですね、それでは資料をどうこうするというのではなくて、いわゆるこの目的のために調査しているわけではないですね。先ほど申し上げましたように、総合交通体系調査なんかもやっているんですけども、そういうようなデータ等をお出しするということは、当然可能ですから、計画当初の予測というのは、非常に単純な予測をさせていただいておりますし、その後の調査の中で実際にそれがどのような交通配分になるのか。いわゆる、完成した時点で、そういうデータはありますから、そういう資料を提供すればよろし

いという理解でよろしいですか。

福田委員長

そうですね。それでよろしいでしょうか。

青山委員

それ、いいですよ。

柳澤都市計画課長

そういうものであれば、私どもとしてはお出しできます。

新たに調査し直すとか、まとめ直すという議論ではないようですから。

青山委員

そういうことは、当然、要求してないですよ。

福田委員長

保母先生からいただいた話ですけれども、事業はもう県案どおりというこの2行でいきますけれども、全体の意見としては とうか、一番上の段落と一番下の部分として、個別的には中の2つ、専門的なお立場で個人名を出して、先ほどのトリップ関係の話とか、そういったことを付加していただく、そのような形を取っていく形でよろしいでしょうか。

青山委員

ひとつ気になったのは、こういうようなことで名前出す必要ないって言って、そもそもの発端が、平松先生がおっしゃられたことにあるので、そういうラジカルというか、本質的な意見とか、データがはっきりしてないからってというようなことを言った方に関して、その方がよければお名前出しとけば、別に委員会全体でそういうこと言っているわけじゃないって、変な意味ですけどね、それで済むんじゃないんですか。委員会の中でその議論が、自分もそういうふうにいると思われると思うと困るということなんでしょ、ひとつは。違うんですか。

福田委員長

いえ、違います。

たとえば、この中で発言したのは、たとえばですよ。名前使ってごめんなさい、田口さんだとしても、他の委員たちもその意見をいいと思っていることもありますよね。

1個1個の意見について、多数決でやっているわけじゃないんで。

青山委員

いや、多数決じゃなくて。

福田委員長

ある意見は、一人の方が発言したけれども、大多数の人が同じことを思う場合がありますので、方向として大体皆さん、同じような認識だなというのを、ここに列挙したんです。

青山委員

それだったら問題ないんじゃないですか。平松さんの言われることもね、別にそれだったらいらぬわけですよ。問題ないわけですよ。

平松委員

ええ。ただね、私の理解は、もうここまできて今さらって話だよねというのは、全員の一致だと考えるんですよ。

内山委員

いや。私は違います。

平松委員

あ、そうですか。ただ、本来ならば必要のない事業でっていうのは、私は別にそこまでは考えていない。

福田委員長

書かなくてっていうことで。

平松委員

ええ。ということ。

福田委員長

私もとらえ方は同じです。

内山委員

私はね、この道路計画、丹波島・村山線という都市計画道路ですね。これが、そもそも本当に必要であったのかどうかと。で、この道路の直接の動機は、下の段落の2番目のところに書いてありますけれども、オリンピック関連の拡幅計画ということで位置づけられて、いったん昭和45年でしたか、都市計画決定しているものを再決定して、そして幅員30メートルの4車線化してしまったわけですね。

で、ここが、書いてあるとおり第一種住居地域であったと。第一種住居地域のところに、そもそもその幅員30mの4車線道路を、なぜここでもって県が立案してしまったのかという、本質的な問題があると思うんです。で、これは、私は当時の長野県政は、オリンピックの開催ということが絶対命題でしたから、そのために関連施設があるということで、ここの道路計画を立案して、一度決めてある都市計画決定を再変更してまで30m4車線という計画に直したと、こういう全体の計画を睨まないで、2週間の冬季五輪用の道路のた

めに、これだけの道路が計画されてしまったんだと。で、長野市の中の全体道路計画の中で、この道路がどういう位置づけになっているのかというようなことが曖昧なままで、この委員会でもって終止符を打ってしまうというのは、ちょっと問題だろうと思うんです。

事業進捗率とか用地進捗率などから、やむを得ないというのはわからないでもないんですけども、そうじゃなくてこの道路計画を、長野県が立案して計画決定していったという、そもそものところに問題があるんじゃないかと。私は、そういうことで、そういう角度からの意見を付け加えていただきたいと思います。

福田委員長

はい、わかりました。

私のはっきり申し上げられるのは、平松先生にご指摘いただいたとおりです。「本来ならば、必要がない事業であるが」という、この表現は大半の意見としてありました。

けども、用地買収が進んでいることを考えると、中止も困難だというのは、ほぼ全員だと思っています。

平松先生にご指摘いただいたとおり、2つ目は段落で「用地買収するということを考えると、いまさら中止も困難という意見も多数あった」という形にしまして、この4つは、たとえば課題点として入れたいと思います。

この下にですね、さらに専門的な分析として、「本来ならば必要がある事業か、ないか」のさらなるデータの取り寄せられて個人の見解を書かれるということで、青山先生、梶山先生、そして内山さんは、オリンピックの歴史的経緯に基づいて書かれると。

そこは、個人名で出されていくというのではいかがでしょうか。ほかにも、出されたい方がいらっしゃれば、どんどん追加していけばいいと思います。いかがでしょうか。

この4つにつきましては、たぶん私はほとんどが、この「本来ならば必要でない事業であるが」という、ここの文言を抜いたら、皆さんがほとんど内容的には同意までいかないですけども、まあ、納得いただけたものだと考えてまとめました。

いかがでしょうか。

梶山委員

私もこの委員会、今年度初めてなもんですから、今までの議論、聞いてないので、ミスジャッジがあると思うんですが、基本的に私は自分の意見を載せるなら、自分の名前を載せて書きたいと思ってます。

ですから、たとえば「本来必要ない」ところを削ったのが、皆さんの意見であれば、それは別に書かせていただきたいと。

で、やはりそういう人がいれば、積極的に書いてもらったほうが。

福田委員長

梶山先生は、本来必要がない事業というところを、強調して書かれるということで、それは、内山さんも今言われたようなご意見書かれていただくということで。

内山委員

ええ、そうですね、そして、私はむしろね、県がこういう道路計画を立案して決定していったっていう過ちですね。私は、そこまで誤っていると思ってますから。

福田委員長

その見解を書いてください。

内山委員

はい。

青山委員

でしたら、交通量のところを書きます。名前入りで。

福田委員長

はい、お願いいたします。

福田委員長

ほかに個人で書かれないという方いれば、書かれています。個人の名前で、もっとこの面を強調して書くべきだという方がいらっしゃればお願いいたします。

次の委員会の日程もあるんですけど、個人意見をそれは後で調整いたします。どういう形を出して、またそれを合わせてっていう形ですね。

保母委員

ただ1月の段階ではね、最終的にそういう意見も含めてね、まとめ上げるというような目標として、どうしても努力しても無理だったら、それはやむをえんかもしれないけどね。

青山委員

これ、たたき台って書いてあるんだから、まさにたたき台だからいいんですよ。

保母委員

でも、1月ぐらいにはね、その目標でやるっていうことでは、合意して進まないと作業が延々と延びてしまう可能性がありますので。

福田委員長

では、事務局も、青山先生からの宿題といいますか、データの送付をお願いいたします。

内山先生、梶山先生も、ペーパーのとりまとめをいつと決めたほうがいいですね。

では年明け1月10日までに書いて、事務局に送っておいただくということでよろしいですね。

梶山委員

それで、データを付けるという話、それはいいんですか。

青山委員

僕は、データを付けるっていうより、こういうものが本来、こういうものにあらかじめ、添付されておけばいいと、べきだということを書こうと思っているんです。

道路系は、みんな同じですから。

ただ、内山さんが言われた視点、土地利用との整合、昔の第一種住居専用地域みたいなものぶち抜く、4車線でぶち抜くなんて、東京だったらもう、まず、あり得ないというか、もう裁判頻発で。先生ね。先生、今やっているやつでしょ。だから、内山委員のがオリンピックの歴史っていうだけじゃなくて、土地利用との整合って。僕のは、交通量の予測上の問題なんですね。ですから、僕はその部分について書きます。

柳澤都市計画課長

一言だけよろしいですか。

今、お話を伺っている中で、第一種住居地域というものはですね、第一種低層住居専用地域と何か誤解されてお話をされているような感覚を、私ども取るんです。

青山委員

いいや、それはぜんぜんないです。

昔はそうだって、今が、そう名前変わっただけじゃないですか。

柳澤都市計画課長

第一種住居地域というのは、3,000 平米以下の店舗が立地することができるという用途地域でございますから、いわゆる住宅専用の土地とか、そういうものではないわけですし、そういうところとの整合性というものは取れていないわけではないというのは、私どもとしては思っております。

内山委員

今の点について言いますとね、一種住専、二種住専等のね、当時の8地域でしたか用途地域区分。これは十分承知したうえで発言しているつもりです。

柳澤都市計画課長

今は12種類になっており、変わっているんですけども、そういう用途に私どもとしては不整合な形ではないだろうというのが、まずひとつと、それから中環状という、いわゆる環状道路を形成する1辺の道路という意味合いで、4車線かというものを具体的に都市計画として定めているところでもありますから、ただ単にその、道路を広げるとか広げないということよりも、都市の骨格をどうやってつくって、その中に入って行く道路が、まあ東京都で言っているなら、その環状道路と同じように、中を通過しないで目的地に行けるような意味合いの位置づけで整備をしているという現実もございます。

青山委員

今おっしゃられるようなこと言うならば、ますます僕が言った、そのネットワーク、将来ネットワーク、現状ネットワークでのリンク別交通量の現状と将来を出していただかないと、そういう議論というのは全く我々には通用しないんじゃないですかね。

あと、過去一種住専ってのは、まったく今おっしゃったものと違って、途中から規制緩和の中で、おっしゃったものが出てきましたけど、それがほんとに妥当かどうかというのもある、当初の都市計画決定っていうのは、古い、その8種の用途地域区分の中でなされてましたよね。

柳澤都市計画課長

そうです。

青山委員

そうですね。じゃあ、それは間違いないと思います。

福田委員長

あとは、資料を取り寄せて確認されて、個別意見をまとめていただいて、10日までに事務局への提出をお願いいたします。それでよろしいですか、この件は。

梶山委員

直近の交通センサスのデータも出してください。今年、発表になった。

柳澤都市計画課長

17年データは、資料に付けさせていただいておりますが1万9368台でございます。

梶山委員

いや、長野、長野市全体というか、県全体の。

柳澤都市計画課長

長野地域全体というような意味合いでいいんですか。

福田委員長

それで、よろしいでしょうか。はい。

では次の、道路改築事業ですね、飯田市南信濃にいきたいと思います。和田バイパス。

意見書の叩き台に書いたのは、皆さんの、ほとんどが同意得られたことありますので、先ほどと同じやり方でいきたいと思います。

まず1つはですね、歩道設置区間を見直すことでコスト縮減を図るとか、三遠南信自動車道の現道活用区間として機能させるというか、そのような位置づけがあるので、事業は

見直して継続するという県案どおり、事業を進めてよいという審議になりました。

特性なんですけれども、2,000人の過疎地の集落であるにもかかわらず、道の駅には年間10万人もの集客があって、この道が通ったことで、それだけの社会経済面の効果が大きいということが十分に確認ができた。特に古い伝統を残した地域なんですけれども、住民参加でも結構知られているところで、まちづくりを展開している自立性の高い地域でもありますので、単なる交通量とか費用対効果といった定量だけじゃなくて、こういった地域こそ公共投資をしていく必要があるという、モデル的な地区なんじゃないかというようなことを皆さんが認識したととらえてございます。

ですが、そういった定性的な良い評価の一方で、国と県の二重投資の話が出ました。それに関しては、県で、少なくとも向こう10年間は二重投資にならない、あくまでも現道を利用して、ネットワークを完成させて、高規格道路を重ねてつくっていくものではないと説明を受けましたので、委員会としても納得した次第です。

ところが、そうするとネットワークとしてみたときに、構造的、技術的に規格の異なる道路は、県と国をつながるってことになりますので、あらかじめリスクが想定される。

それは安全面からの問題点、標識とか速度規制とかのソフト面での対策が必要になるので、関係者間で協議をしていくことも求めたい。これも皆さんから出た意見として、同意したところかなと見てございます。

この言い回しとか正誤、さらにもっと書かれないという意見を含めて、これについてもセンサスとかのデータには触れてないんですけれども、そういったことをどんどん出していただければと思います。いかがでしょうか。

梶山委員

私は、現地行ってないので、大昔、これ、山登りに途中で歩いたっていう道なんですけれども。非常に閑散としていた道路だなというのが、当時の印象だったんですが、実際これは、交通量なんかのデータは出てるんですか。

福田委員長

出てますよね、交通量のデータ。

北沢土木技監兼道路建設課長

交通センサスの12時間交通量で、ちょうどこの集落の真ん中で観測しましたけども、1,463台です。

で、計画交通量がですが、日ですけども2,700台です。

梶山委員

なんでそんな増えるんですか。2,700台は何年時点、完成時点っていう意味ですか。

北沢土木技監兼道路建設課長

平成22年です。

青山委員

相当閑散していましたよ。

あの、この年間10万台、僕が行った感じで、ここだけがぼつんと道の駅が整備されてたんですけど、これ単純に日にすると300台ですかね。

日300台ってことは、生活道路的な使い方を含めて、何十分に、20分に1台が動くくらいの、対面交通、既存道路は、そういう谷あいの町のところに整備されるってことですから、まあ、あの、これが非常に地域の経済の起爆剤になると思った人は、言った人は誰もいなかったという認識だと思いますよ、ほんとは。

福田委員長

私は過疎地を多くやってきたんですが、平日は閑散とするんですね。だけど、平日とか休日よりも休日には交通量が多くなる。その住民が地域づくりにかかわっている、また農家でがんばれる機会となっていることの評価が非常に大きいんです。

青山委員

だから、そういう定性的な話だって、ちゃんとデータを、梶山さんが言ったように出してくれれば、だいたいわかるんですよ、そういうことは。

あと、可能交通容量等も全部、出しておいてくれて、道路構造例の、そういうのを見ればすぐわかるので、そういうなんか、定性的な、感情的な話じゃなくて、ぜひ、さっきの僕が言った前と同じように。ここは、ただセンサス道路じゃないですよ、現況で。

北沢土木技監兼道路建設課長

H17 センサスです。

青山委員

じゃ、過去から、将来のはちょっと別にして、出していただければいいんじゃないですか。日祭日はあるか、昼夜率なんかも当然ない12時間でしょうけど、そういうのを出しておいてもらえばわかるんです。

梶山委員

日祭日との区別はあるでしょ。データに。

北沢土木技監兼道路建設課長

あの、それは特定の箇所しかやっておりません。ここは、ないですね。

青山委員

そういうこともありますけど、和田宿という、昔からの町を迂回すると、そこを大きなトラックが通ることによって、すれ違いが難しいとか子どもが危ないとか、それを迂回するっていうようなことは、ずいぶん県の方が言っていましたけど、和田宿っていうのは確かに幅員の狭い沿道でしたね。

松岡委員

ちょっと質問というか、私、道路の専門でないので、ちょっと教えていただきたいんですが、そういうデータを付けるのは非常に大事なことだと思います。説明責任というか、税金を使ってやることですから。もうひとつお聞きしたいのはですね、そういうのでたとえば、通常の交通、じじばばしかいながら、ほとんど交通がないと。それで、休みの日だけすごい来て、普段交通量少ないから、横断歩道の対象にもならないというような道ですね、困っているというようなときに、公共事業としてやる価値があるかないかの、切る判断の線というか数字というのを、いくつか指標があったらですね、これはこういう指標で、たとえば何分の何で無次元化したものがあって、それが1.5だからだめだとかですね、そういうもので見るのか、どんどん長野県は、こういう周辺の市町村というのは、今、限界集落を越つつあるようなところが周りにあって、どんどん小さくなっていっています。そんな中で、数字でどのような切り方をされるのかという、専門的なお立場からするとですね、ちょっとヒントになるようなことを教えていただければありがたいと。どういう数字を基にしてですね。

青山委員

ピークの交通量の設定みたいもので、どういうふうにも可能交通容量というのは、線で切るようなものは、僕はあんまり知らないですね。昼夜率、それから祝祭日との比みたいなのはあります。だから、その祝祭日の時の交通量が、車線と幅員、延長はちょっと違いますが、渋滞長がどのくらいになるのか、容量はどの程度もつのかという検討値はあります。

松岡委員

それ自体は分かるんですが、大体こういう田舎のといいますが、長野県のあの。どのへんで切るかっていう……。

青山委員

片側1車線ずつの現道は、あそこの状況で言えば十分で、行ってみてわかったのは。和田宿の問題は、確かに一部交通が渋滞なりすることはあり得るだろうということ。ただ、通常であれば片側1車線でじゅうぶんだと思いますよ。

松岡委員

もちろん、普段なんかほとんど車、走ってないんじゃないかと思えますけれども。ですから、その、切るあたりのめやすになる数値とか指標とかを、教えていただければありがたいと、そういう話です。

青山委員

その指標など、あんまりないと思えますけども。この年間10万人っていうのは、仮に10万人がね、20万人になっても、まったくそういう意味では、さっき言った問題を除けば、通常は問題ないんじゃないかと思えますよ。

だから、その将来のね、道路整備による経済効果ってのがありますから、そういう調査があれば、それをまず出してもらって、さっき梶山さんが言った、センサスで現状がこうで、将来経過交通量で地域の活性化を考慮した場合、しない場合で、それぞれ経過交通量が、発生集中ってというのは、こういうものができることによって、さらに車が増えるのも含めてこうだっていう、そういうものがないと、まちづくりなり経済活性化と道路の整備ってものの説明責任が、たとえば議会なり国会でもつかないんですよ。

それをね、ぜひ、こういうものをやるときに、定性的に言うんじゃないで、もし調査しているならば出してもらうといいなと。それも、だからさっき言いましたように、都心の中の話とは別にね、こういうところは特にその。ただ、それは県がどうこうっていうより、その町なりが、どういう基本構想なりね、将来計画を、土地利用なり持っているか。ただ、見た感じでは道の駅がぼつんとひとつあって、そこは立派なのがありましたけれども、その前後をつなげれば、道の駅だけでここが活性化するなんてことは絶対あり得ないんで。

梶山委員

あの、上高地ではね、かつて休日自由に乗り入れたのが、交通規制してますよね。観光用道路に特化しちゃうと、休日に車が集中して、かえてその環境を悪化させるんで、むしろその場合は、交通規制しちゃうほうがいいという考え方も、当然あるわけ。

途中から歩きなさいという考え方も、当然あるわけで。だから、そういう日曜日だけとか、祝祭日だけ込むっていうのは、それはまさに地域の人の選択の問題じゃないですかね、それをどういうふうにかえるかっていう。

あと、もうひとつは、さっきから気になっているんですが、東京なんかではいくつも実例があるんですけど、いわゆる4車線、さきほどの内山さんがおっしゃったのと同じなんですけど、4車線で、幅の広い幹線道路をつくったら、逆にその誘発交通ですね、周辺道路がうんと込んでしまったという例も、相当たくさん例があるんですね。だから、渋滞解消になるかどうかっていうのは、そう簡単に実は言えない話で。

青山委員

それは、こちらですか、それとも前の道路の話ですか。

梶山委員

前の道路の話です。

青山委員

前の道路の話ですか。

梶山委員

こちらの場合、僕、よくわかりません。ちょっと、現地にも行ってないので。

青山委員

あの、大きなね、道路ネットワークの、幹線道路整備の中での、ここの地域の位置づけ

ってというのがひとつあって、もうひとつは、この地域の、山間地っていうより非常に過疎化で高齢化が進んでいるような、全国どこにでもあるような地域の、将来のまちづくりの展望、ビジョン、そういうものとの兼ね合いっていうのがやっぱり一番。僕は、それ現地でも言ったんですよ、行ったときに。そういうものが、やっぱり明確にないと、道路主体のまちづくりなんてあり得ないんで、都市と違いますから。やはり和田宿を中心として、僕はあの時海野宿の話も言ったんです。

海野宿は、僕行って、すごく感じたのは、海野宿の真ん中を通過交通が通っちゃってて、外から行くと、もうとてつもなく危なくて、ゆっくり、ああいういい風景見れないって。

松岡委員

そんななっちゃったら、終わりですね。

青山委員

だから、海野宿は逆に、そこに今、通過交通は通過交通なんですけど、危ないっていう違った意味で、狭すぎてっていうのがあるから、そこだけを迂回するっていう意味は、大いにあると思うんです。

松岡委員

木曾なんかもそうですよね。

幹線はこっちにあって、古い町並みはこっちに残してあるっていう。

まあ、そういうこともあるので、一概にどこで切るかっていうのは難しいのもあるけど、そういうことも見てやるべきだっていうのは、おっしゃるとおりだと思いますよ。

青山委員

あと、浜松がね、政令指定都市になって、市町村合併して、大きくなって、長野県との県境まで来たわけです。浜松から入ってくる、その幹線道路が、ほんとにどこまでここで行っている道路との、県道との二重投資なり、時間的なマッチングがどううまくいくのかということも、それはここに書いてあるとおりで、みんなで議論しましたね。ただ、この町を、これをもって活性化するために、道路整備っていうようなことは、もうちょっと市町村というか、村ですか、そこの将来計画なり、それとマッチングって言いますか、重ねてかないと、仮に道路だけやってもだめだと思いますよ。

松岡委員

まあ、おっしゃるとおりだと思いますけど、要するに、活性化ということと、町並みを保存することということが、たとえば交通量増えることが道路をつくる意味、それだけなら、道路をつくる意味だけだったら、ちょっとニュアンスが違うところもあるかもしれない。

だから、その地域の特色を生かして、これからも、まあ、生き延びていくという言葉が悪いですけど、少なくとも若者か、次の世代も、そこを支えていってくれる意欲が起るような働きをしてくれれば、こういう道路投資も私は意味はあると思うんですけどね。

福田委員長

そうですね。その意味で書いたんですけど。

松岡委員

すいません、違うほうへ行っちゃったかもしれませんけど。

福田委員長

いえ、そういう意味で書きました。

私も、センサスとか非常に使うんですけど、今の問題は難しく、要するに公共事業評価の委員会のあり方にも関係しますが、結局やっぱり出てきたものを追認していかなきゃいけない、止められないっていう中で、定量的分析が弱い中で、とにかく、あと残りわずかだからとの理由で、追認していかなきゃいけない。これ、去年も、まったく同じことまとめました。

ただ私は、地域を経営していくのが専門なんですけれども、こうした場合に道路の交通だけでなく、たとえば、そこで、誰がどのくらい積極的に、何を直販として出したかとか、そこまで徹底して1年かけて調査して、道路の交通とも絡めて結論出します。それを、数回の現地調査でみるのは、そもそも難しいので、そこはもう皆さん、それぞれの専門の中でまとめていただくしかない。今回、交通量とかそういう面で抜け落ちているなら、そこをまとめていただくと。

だけど、ここでの評価には、どういう形で住民がやってきたかが大切だということが大方の総意ということでありまして。あとは追加で、個人名で定量的分析が弱い部分ございまして、それをまとめていただくということでいかがでしょうか。

青山委員

あの、いいと思うんです。ただ、追認、追認って、僕は別に追認のためだけだったら、委員を前知事に断ったわけです。追認じゃなくて、まさに今言われたことという、まちづくりと道路づくりを、どう両方考えていくかっていうことのきっかけを、ここで、そのごちゃごちゃ書く部分として残せばいいと思うんですよ。

僕がもう5、6回行っているんですけど、徳島県の上勝町、町長さんとも懇友で、しょっちゅう行くんですけど、そこは2,000人で高齢化で過疎化で、もうどうにもならない、泰阜村よりもっと過疎みたいのところですけど、日本で一番元気で、おばあさんが年収1,200万円とか1,000万円、皆さんもたぶんテレビで見てると思いますけど、ほっとけばみんな土に戻っちゃう落ち葉とか、そういうものを全国に出荷してっていうことを、それ以外にいろんな、第三セクターも、そこでやるとうまくいくっていう。

なんで、うまくいくのか、ずっと研究していて。ぜんぜん道路じゃないんですよ。こないだ、ここへ行ったときの道路より、もっとそっちのほうがミゼラブルかもしれないです。

ですから、そういうことを何か、あの。その時は、僕は現地で、僕のそばにいたお役さんには言ったんです。現地の方に。だから、そういうことをね、なんか専門の方々は、もう僕も上勝町のはいくらでも例として言えますけど、少しでも追記してあげると、いいんじゃないでしょうかね。と思いますけどね。

保母委員

いいですか。あの、そのあたりはですね、確かに農村部の道路についてね、混雑しているからとか、交通量が多いから少ないからというので、少ないから必要ないとは言うことは、また言えない問題もあるし。

したがって、そのあたりは、今出たのをふまえればね、地元の自治体、自治体だけじゃないんですけどね、地元にもね、やはりこれを有効に活用するようなそのソフト事業なりですね、それとじゅうぶんね、つなぎ合わせることを強く要請するというようなこともね、この委員会の脱線事項かもしれないんだけど。ただ、それも必要だろうと。

それから、先ほどから出てきたのですね、交通渋滞等々の、いわゆる道路上の問題とね、もうひとつはまちづくりという問題とね、2つ出てますけども、農村部のところで、今まで災害にあったところをいろいろ見ていると、1本の幹線道路はあるけども、それに代替するところがないと。で、その場合に、幹線道路が地震等で、あるいは山崩れ等で、そこが使えなくなったときにね、孤立する問題があるんですよ。

そういうのが、ちゃんと見られているかどうか。このケースで、私は地元へ行けなかったので何とも言えないんですけど、長野県は特に、その問題も非常に重要なんですよ。

最低2本ないと1本がつぶれても、もう1本で入れるというようなこともね。

福田委員長

この集落に関しての、安全や防災面からのネットワークという面ではどうですか、長野県のほうでは。

北沢土木技監兼道路建設課長

この箇所は、この現道と、今度は新しくバイパスを作ってますので、代替路はあります。

福田委員長

代替路は、ありますか。

北沢土木技監兼道路建設課長

ただ、全部があるわけじゃなくてですね、この152号はなかなか代替路がないところがございます。小嵐バイパスっていいですか、もっと静岡県のほうへ行くようなところについては、バイパスをつくれれば、まさに現道が代替路になりますので、そういうような形で、結局は代替路が形成されていくわけですけども、何箇所も代替路がないところはあります。

福田委員長

そうですね。安全性からみると、評価していかなければいけないことが、いっぱいあるんですけども、どうまとめたらよろしいですか。

青山委員

それでも、やっぱり交通量の観点だけでなく、防災・安全的な面とまちづくりっていうものを加味してっていうのを入れればいいんじゃないですか。それが皆さんの意見なら。

福田委員長

それは、全体の意見として追加させていただきます。

青山委員

個々の話としてっていうのは、どうなんだろう。論点がぶつかり合って、これは明らかに自分の考えと違うっていうのがあれば、言った方を中心に付け加えればいいのではないのでしょうか。現場に行かないとわかんない、天竜川の隣の谷あいのV字型みたいなところですよ。ものすごい固い岩盤をトンネルで抜くとなると、ものすごい時間も金もかかりますよね。

福田委員長

ではこの和田バイパスについては、全体でまた新たに付け加える意見があるということで、私のほうでまとめ直しますね。それでよろしいですか。

次のですね、長野上田線長野市塩崎にいきます。

これは、やはり「進められたい」ということでしたが、進捗が98%、用地買収が96%で、反対者の方が2名いらっしゃったんですね。そのために事業が止まっているということがございました。で、その方々は今、県外に住まわれているとのことで。そのうえ、計画当初はその前の世代の方は、賛成をしていたと。ところが、世代が替わって相続後に反対に変更したという、いろんな経緯をみますと、この委員会では、賛成反対ではないことが、一番のポイントになりました。

ほかの意見としましては、国道18号バイパスとの関係が、明確に二重投資となっていたと。それについては、国に対しても県に対しても、やめられたいということはいえませんが、早急な事前調整を求めたいという表現になっています。ただですね、当該事業を継続する理由のひとつとして、長野県の事務局のほうで、国道18号バイパスを補完するとの説明がありましたが、現状の道路網とか地域生活から判断する限り、バイパスと同等の機能を有する補完道路ということは考えられないから、補間ではなくて、地域に合った表現、これを迂回させることで、地域・生活の安全性を高めるためという形でまとめさせていただいています。

これについて、ご意見とか追加の意見とか、よろしくをお願いします。

保母委員

この意見が3つあって、1つ目のほうはですね、「二重投資となっており」という、断定型ですよ。で、2つ目の、「また」というところでいくと、「もし」の行のところで、二重投資を容認しているという誤解を招くというね、これちょっと、内容的には違いますよね。断定しているのね。

二重投資だというのは、誤解だというね。これはまあ、それぞれの意見があったというので、それでいいかもしれないけども、どうにかせんといかんかなと思ってね。

だから、1番目のところの「二重投資となっており」のところをね、たとえば、私の意

見じゃないんですけども、いや、この1番目の意見がね。

たとえば、二重投資となる可能性を持っておりとかいうぐらいに、あいまいにしておくか。二重投資だと断定したら、もうやめれっていうことに、結論はそれしかないですよ。

福田委員長

はい。

梶山委員

あの、ここの部分、あれでしょ。現地で伺った限りでは、その計画中と書いてあるけれども、まったく事業化がいつになるか、まったく不明だというお話でしたから、これはやはり「二重投資となる恐れがある」という。

保母委員

恐れがある。というのが正確でしょうね。

何か、そんなような表現が正確じゃないかなと思ってます。

それと、一番最後の「なお」以降の意見ですけども、この県外在住の反対者、この委員のメンバー、ここではわかるけども、正確にはね、おそらく県外在住の反対意見を持つ地権者ですか。何か、そんなような、要するに、地権者としておかないとまずいですよね。

福田委員長

はい。 反対意見を持つ地権者。

田口委員

反対理由も書いておいたほうがいいんじゃないですか。そういう意味では、つまり、理由があって反対してますからね、優良農地をつぶすことはいかんと。

福田委員長

わかりました。優良農地をつぶすという表現を入れておきます。

高木委員

あの、その後ろの、それ以外の地元住民は、全員賛成しているというところ、ちょっと。住民の「地権者の方」は賛成してらっしゃるかもしれないけど。

青山委員

だけど、ここはなんか、どうなんですかね。事実としてそういうのがあるのはいいけど。事業の進捗率。事業の進捗率がいいと思うんですけど、この最後の2行っていうのは、やっぱり書かないとまずいんですかね。

委員

意見書じゃないことは確かですね。

青山委員

東京なんかの場合も、こういうのがあって、20年僕のところにも建設中の道路が止まっていますけど、みんなその理由、地域の人にはわかっていて、別にそれで土地収用法を抜けなんていう人は誰もなくて、最終的にその人が、去年かな、立ち退いて動き出したんです。

行政がなんで土地収用法、伝家の宝刀を抜かないのかと聞いたら、土地収用法は改正され、かなり緩くなったんですけど、それなりの理由があるのです。

何かその人たちにとって利のない反対をしているように、先ほど内山委員が、一種住専と同じようなことですよね。

ですから、事実だとは思いますが、この表現というのがいかなものかなって感じは、ちょっと僕はしたんですけどね。

福田委員長

私も、すごい迷った部分なんです。出すことで、逆にいえば、この反対している方にとっても、メリットもあるけど大きなデメリットもあります。だから、そういうことを考えると、その反対理由とかも含めて出さないほうがいいのではないかと。

オープンにすればいいという話じゃなくて、この方々にとってもデメリットは大きいので、どうしたらいいのでしょうか。

梶山委員

これを読むとね、その反対した人が悪いっていうふうに、なんか、それを、評価につながるようなことを書かないほうがいいと思いますね。

内山委員

それから、この道路については、県のほうでは、土地収用法というようなことを考えておられるように、私は理解したんですけどもね。その土地収用法の問題について、委員会として、その法律を使うということがどうなのかということの論議はしなくていいのでしょうか。あるいは、ここに書かなくていいのでしょうか。

福田委員長

それはこの前回出まして、この2人の反対者が正しい、正しくないの議論はやめようということになりました。この委員会が第三者としてどうこう言うところまで踏み込めないのです。

梶山委員

土地収用法使わないって話。使うんですか。使う予定なんですか。

青山委員

どこかで、話してんですか、そういう話を。現地でそういう話が？

北沢土木技監兼道路建設課長

収用の準備は進めておりますけれども、そのへんの判断については、また行政のほうで、トップのほうで決めると思いますし。

梶山委員

とか、そういうの一切まだ入ってないでしょ。収用裁決どころか、事業についてね。

北沢土木技監兼道路建設課長

入り口でございます。まだ、下協議を国とやっている最中ですので。

青山委員

それをね、それを委員会として後押しするような部分というのは、はずしておいたほうがいいんじゃないですか。勘違いされちゃうから。

福田委員長

では、この下の2行は削減するということで。

青山委員

いや、それは、言った方々が重要だと思いますけど。

田口委員

これは、たぶん私の意見をまとめたと思うんです。私は、あの、こういう反対者が2人残ったということはね、前もってちゃんと話し合っておけば、こういうことはないはずなんで、そのことに関して意見を述べたんです。

そのひとつの説明として、最初の、現在の地権者の父親が賛成していたというような返答があったんですね。で、そこだけが書かれちゃったんですよ。私としては、やはり最終的にはね、最終的っていうか、最初からきちっと話し合うような状態をつくっていかない限りは、土地問題っていうのはね、もう解決しないんで、そのへんが抜けてたんじゃないかと。そういうつもりで言ったんですよ。

福田委員長

では、それを書かれますか。個人のお名前で書かれるっていう形で付けられるんだったら、この2行は委員会としては消しまして、田口さんが実名で書かれる形を取ればいいんですけど。

田口委員

わかりました。

保母委員

ただ、最初は、だから親とはじゅうぶん県、県というか事業者のほうは話し合っていたわけでしょ。話し合っ、決着ついてたわけね。

平松委員

これは、なんか意見というよりか、あの、経過説明というイメージに、私は聞いてたんですけれども。だから、そういう意味では、これは意見ではないのでは。

青山委員

これ、主語は誰なんですか、この意見の。田口さんですか。

平松委員

いや田口さんは質問されて、こういう答えが返ってきたよということなんですね。

田口委員

そうですね。

梶山委員

今、田口さんがおっしゃったのはまさに意見で、もっと事前に十分話し合いをすべきだったというのは、意見ですけど。ここに書かれているのは、確かに意見じゃないですね。

保母委員

だから、田口さんが言われたのでいくとね、最初の話し合いが不十分だったということになるよ、逆に言うともね。

青山委員

田口さんが書くならば、田口さんの名前により正確なのを書く分にはいいんじゃないですか。これだとね、主語がなく、なんか、誰がこういうことを言っているのか。

誰がこういうこと言っているのか、県が言っているのか、地元の人が言っているのか。

福田委員長

だから、田口さんが書いていただいて、それで前の世代の方が、どういう判断をしたかということで、正誤については、もう一回事務局に・・・。

青山委員

誤解される可能性があるし。

福田委員長

田口さん、消してよろしいですか。

田口委員

この部分はいいですよ。

福田委員長

はい。ではこの件については、触れないということで。

「反対者2名を除く、部分の大半が完成して供用済みであることから」の表現はいかがでしょうか。供用済、これは事務局の資料にも出てたですね。

青山委員

それは、除いたほうがいいんじゃないの。本題と関係ないと思う。必要性も入れないならば、これは正当性の話だと思うんですけど。

これは、どうですかね。やっぱり、その人たちにプレッシャーになっちゃう。入れないほうが、私はいいと思うんですけど。

福田委員長

入れないですね、わかりました。県の資料にあった理由ですが削除して「事業継続」ということにしてしまう形でよろしいですか。

青山委員

それだけでじゅうぶんですよ。それだって、プレッシャーになるでしょうけど。

福田委員長

はい。わかりました。

あと、青山先生と梶山先生、個人意見をお願いします。

青山委員

ええ、ええ。

福田委員長

はい。もし何か県のほうにあれば……。

青山委員

細くないのかもしれないけれども、なんら公表しないって理由はない話ですから、関係するものがあれば、それを1枚、2枚でも付けてもらったほうがいいと思いますよ。

北沢土木技監兼道路建設課長

ありますので、お付けします。

福田委員長

はい、よろしく願いいたします。

梶山委員

この事業の場合は、むしろ長野上田線が拡幅できないという事情があるんですよね。本来、そちらの拡幅で対応できるはずだけでも。ちょっと交通量の問題だけじゃないと思うんです。

青山委員

バイパスの必要性みたいな話なんですかね。ただ、バイパスの話だとすると、いくら本委員会が必要性は論じる場じゃないといっても、その話なしには議論できないですよね。交通量データは既存のと、あとバイパスを入れた場合の計画交通量っていうのがあればいいんじゃない。あればいいってことはないですけど、ほしいですね。

北沢土木技監兼道路建設課長

はい、承知しました。

福田委員長

それで、このバイパス機能との関係とかも含めて、論じていただければと思います。

4事業のうちの最後ですけれども、別所団地。これは中止という事業でした。今後の人口・世帯数の減少が見込まれること、あと老朽した旧住居からの入居者の移転が完了していること、住民から反対が起きていないこと。あと、5億7,300万円のコスト縮減が図れることから、総合的に判断して事業中止というのが、県案どおりでいいんじゃないかという話になりました。

それで、いろんな意見がこれについては出たんですけれども、この中止に対してよりも、この県の住宅政策全般についての意見が大半でした。長野県内でも住宅格差が広がっていて、県や市町村の公的住宅では多様な入居者を受け入れられなくなってきていると。所得に応じて4段階で分けて、基本的には今、一番低所得の人に入居してもらうシステムを採用しているんだけど、逆差別等への不満があったために、特公賃という形で、それより若干上の所得層へ枠を拡大したりとか、そのような実態があると。県としても工夫なり努力はしているでした。

一方で、所得額にかかわらず、若年世代に不安定雇用がありまして、東京では、ネットカフェ難民とかパラサイトシングルが徐々に長野県でも増えつつあると。で、間違いなく都市で起きていることが長野にも波及してくることは、時間の問題ということがありました。さらにこの若年層の対策は、財源が乏しい市町村が事務事業として重く担っていると。県は、市町村にお任せ的部分があるので、県と市町村の線引きという形でなくて、連携して住宅福祉政策として総合的な方針を出すのが急務だろうということを委員会の意見、としてまとめました。

もうひとつ、高齢社会化が進んでいる中で、介護という問題もありますので、単に人口縮小という意味での中止ではなくて、福祉政策として展開すべきであると。長野県の住宅政策も説明いただいたんですけれども、全国どこにでもあるような言葉の網羅的な計画のよ

うで、長野県独自の社会問題として把握して、市と県とが一緒にやっていくきめ細かな独自政策など打ち出していく必要がある。その実態に基づいた措置のあり方が見えないといった指摘が多くございましたので、このような形でまとめてございます。

追加意見とか、ご議論いただければと思います。

保母委員

一番、3つある意見のうちの、一番下の「また」のところですね、その2行目の最後のほうに、「単に人口が減少傾向にあることを理由に、事業を中止とするのではなく」と。

それとの同じような表現として、一番、この冒頭のところの、今後の人口・世帯数の減少が見込まれること等々の、このいろいろな理由からと、こうなってますよね。

この人口の減少という問題、世帯数の減少というね、これをね、大きな理由に挙げるかどうかという問題が、実はあるんですよ。

確かに世帯数が減ればね、空き家が出てくるから、その社会的な活用という問題もね、有効活用という問題も当然ね、つながりますけども、ただ、そのこういう問題、その福祉と、福祉と住宅政策というのはね、もうひとついえば衛生ですけども、このあたりはイギリスの、戦後、福祉政策論が出てくるときには、福祉と住宅政策というのは一体で出てくるんですよ。おそらく、それが正しい考えだろうと思うんですけども。

で、いわゆるビバレッジ報告というのが出されるんですよ。第二次大戦の最中に、この戦争が終わった段階では、どういうイギリスをつくるかというね、その構想が戦争の最中に練られていて、発表されるんですよ。で、その中では住宅政策というのは、すなわち福祉政策ですよ。

イギリスの場合には、日本が持ち家政策であれば、公共住宅政策で半分以上ですかね、公共住宅になってますよね。

で、長野県が将来的にね、東京のあたりや名古屋のほうをにらみながら、日本の中心部にある県として、どういう形でその福祉なりね、あるいは県民の暮らしを、独自性を持ったいい政策をやっていくのかということは、いざ人口が減るからね、公営住宅減らしましょうという、あんまりここに直結しない形でね、考えたほうがいいんじゃないかなと。

ちょっと、この2カ所も出てるので、ちょっと気になったんですけどね。

福田委員長

資料の4 - 1にもありますが、事業を中止とする理由に、「今後の人口・世帯数の減少により、県全体の公営住宅戸数も減少する見込み」と言っているのは県です。

だから主語は、単に人口減少であることを理由に言っている県です。

保母委員

いや、主語がないのはだいたい、先ほど青山委員が言われたように。あいまいな日本人の日本語だから、いいんじゃないですか。

あのう、これね、人口が減ってくるとね、公営住宅もね、人口がこんだけ減ったんだからもっと減らしましょうということにもつながってくるのでね。もうちょっと、今後のあり方の問題としてね、そういう議論にならないような形がいいだろうなと思った点です。

梶山委員

ただ、人口が減っても高齢化社会の進行のほうが早いから、老世帯っていうのは増えるんですよね、逆にね。

だから、そういう福祉政策っていう意味では、簡単に減らせるような理由にはならないと思うんですが。人口減少。

平松委員

これは、でも、あれでしょ。一番下の文章っていうのは、そういうことに歯止めをかける文章ということで入れたんですよね。

福田委員長

そうです。だから委員会が言いたいのは、「今後は、長野県独自の政策として、誰向けに、どのような住宅を提供していくのか」とか、「その実態に基づいた措置のあり方をどうするか」といった公的住宅の質の議論を充実されたいとしました。

平松委員

確か、これに近い言葉を言ったような気がするんですが。

私、もっと言いたいのは、今までは量の供給だったじゃないですか。

量の時代は終わったと。だから、質をいかに向上させたようなサービスをしていくのかというのを、心がけていただきたいという指摘を入れたいと思います。

青山委員

ただ、量から質っていうのだけじゃなくて、社会福祉政策ね、イギリスの話出ましたけど、そういうもの、高齢化だとか、いろいろな、働きたくても働けない方とか、生活保護受けている人とか、そういう人たちにとっての量が、はたして……。

平松委員

それが、私の今言った質なんですよ。

青山委員

だから、それをね。そういうことはあると思うんですよ。そこで、パブリックセクターっていうか、市なり県がね、こういうことをやる。だから、それはもうちょっとポリシー、理念なりポリシーなり明確にして、民間でも同じような価格で、もっといいものが提供できるようなところに、パブリックが出ていくのは問題だけれども、ならではのものをということ、なんかさっきのまちづくりと同じように、福田さんなりなんなりが付記すればいいんじゃないですか。ただ、やめればいいっちゃうわけじゃないと。

だから、ここで書いてあるとね、独自の政策としてって言って、独自の政策だけじゃ、何が独自かって、もっぱらそれを考えた言葉じゃないって言われれば言葉じゃなくて、なんか社会福祉審議会かなんかあるんでしょうけど、ただ今度住宅審議会とさ、あるのかど

うか。住宅も、確かあったと思うんですけども、縦割りになっちゃっているものを、フォーローする新たな住宅政策があるのかなと。あるのかもしれないと。

福田委員長

前の説明に、所得だけでなく、パラサイトとかネットカフェとかの状態が長野でも増えてきているとのことでしたが。

青山委員

だけど、ネットカフェ難民とかうんぬんというのと、行く前にもうちょっと地に足の付いたところで、高齢化社会だとかね、さっき言った。

福田委員長

これはですね、一番私は、ここを重点を置きたかったのは、三木市長さんとか中村町長さんとか、県下の市町村が重く担っていらっしゃると思うんですね。

平松委員

これは要は、国が推進している金太郎あめ的な施策じゃなくって、その地域に根ざした考え方でいきましょうよ、ということと言いたかったってことですよ。

福田委員長

そうですね、実態に合わせてということ。

平松委員

そういうことですよ。

松岡委員

私は、そっちの専門家ではないのですが、新規に鉄筋コンクリートで、たとえばバリアフリーというのかユニバーサルというのか、そういうので質を高いのを建てるので、それで非常に高度なサービスを供給するというのも、ひとつの方向ですし、もうひとつ周辺、長野市、中間都市だとすれば、その周辺の町村というのは、もうどんどん小さい集落が空いていくとか。

そういう中で、逆にまたですね、そういうところで、うち建てであるけど若い人たちが住まないというふうなうちもたくさん出てくるので。

そういうものも、まあ、それ、役場の責任かもしれませんが、そういうのに対する考え方も、今まではあんまりそういうことやらなくてもよかったけど、新規に建てるよりは、ちょっと何かをやるだけで、でまた、その地域にも雇用も出るし、というようなことも含めて、ソフト的な対応もいいんじゃないかと、どんどん鉄筋コンクリートの高度なものを建てるのだけが政策ではないよというような雰囲気があればいいというか。そんな感じだと思っんですけどね。

福田委員長

長野県は、過去数年間にわたって空いたところを利用して介護をやってきましたからね。

松岡委員

それが、完全に、全部の解決になるわけではありませんが、地域に働くところ、若い人たちも働くところがないので、いろんな形でワークシェアというんですか、なんていうんですかね。その、働く場所を地域にもあるというのは、若者が地域にもいて、支えていけるということにもなるので、その総合的なほうへつながるような形でね、やっていってもらえればいいなど。直接、これとは関係ないですけど。

青山委員

かなりきめ細かな、僕も長谷村とかあっちへ行ったときに、ずいぶん、廃村とは言わないですけど、どんどん、このを見ててね、これは抱える事情が、それぞれあるじゃないですか、地域。だから、県がどうこう、こういう分野に出張るんじゃなくて、補助金とか、なんかそういう制度はあるにしても、市町村の中できめ細かなまちづくりなり、年齢層の、それぞれの対応とか、なんか、まあここに、それが独自の政策。だけど、県の独自の政策っていうより。

福田委員長

いや、上に書いてあります。県下の市町村との間で、住宅福祉政策として、総合的、現実的な方針を打ち出すことが急務っていう形で書いている。

青山委員

ああ、それでいいじゃないですか。

福田委員長

そういう意味ですね。

松岡委員

村は、金がないんです、ほんとに。ですから、2つの村一緒にして、村長さんと助役を1人減らして、給料を、じゃあ2,000万くらい節約しようかって、そのレベルですよ。

福田委員長

三木市長さんなんか一言ご意見としてございますか。

遅れていらしたんで、ご説明いたしますけれども、審議して決まった結果として、全員のまとまった意見としてまとめまして、さらに深く言っていただく意見として、個人名を出して書くということにしたんです。

三木委員

個人名で書いていただいても、委員会としてのご意見でも、どちらでもいいんですけど。

今、委員長さんおっしゃられるように、一番の問題は、さっきも保母先生もおっしゃったように、福祉政策としての住宅政策っていうのが、ただ単に所得の問題だけでとらえられてきたんですけども、その所得の水準でさえ、今非常に厳しくなっているんですね。

で、すごい低所得者層の人が、その所得でさえ、今生活できない状態で、私ども具体的に言いますと、市営住宅の建て替えしているんですけども、もう相当ひどい市営住宅を建て替えしようとしているんですが、建て替えして新しいところへ住みたいという人と、建て替えしたら、もう家賃が上がってしまうと。4,000円とか5,000円の家賃が払えないから、今のままでいいと。私どもが見ていけば、とても住めるような状態じゃないんですよ。

そういうものをどうするかっていうことは、もちろん市町村で考えなければいけないんですけど、全部地方分権だからって、市町村に任されても、今、松岡委員さんおっしゃったように、市町村ではそれだけの財政能力もないですし、ノウハウもないんです。住宅政策、政策って、極めて専門的な知識が必要なもんですから。

そういう面の知恵を教えてくださいっていうことなんです。

それで、私ども、ひとつ、県の住宅供給公社と県の住宅部から、いい例を教えてください、改修、既存の町営住宅を改修するというようなこと、教えてもらって、今それに手を付けようとしているんですが、そういうノウハウだとか、まあ財源も含めてですね、上に書いてあるような総合的な住宅政策を、長野県らしいものをしていただければ、という気持ちなんです。

福田委員長

今、おっしゃった現実も含めてですね、数行で構いませんので、次回までに、今後こういうところに力を入れてほしいということを書いていただけるようなことは。

三木委員

このとおりですけどね、すごくうまく書いてもらってあると思っています。たぶん、これは大きな問題になると思います。

福田委員長

はい、そう思います。

委員

市長さん、自分で書いて出すということになっています。

三木委員

ああ、そうですか。はい。これと同じようなことしか。

石澤委員

先ほどから、単に人口が減少傾向にあることに、この文章でいいと思うんですね。ただ

ね、その上のほう、2行目、真ん中の2行目、全国的にみられるネットカフェ難民やパラサイトシングルというライフスタイル、県内にも現れ始めており、書きたいのはやまやまなのかもしれないけれども、パラサイトシングルっていうほうはありうるかもしれないけど、ネットカフェ難民がいるかないかっていうような、実証はあるんですか。

福田委員長

この前のお話の中で、東京にあったものが、じき長野に出てくる傾向にありそう……。

石澤委員

現れ始めておりとなるとね、もう現象が進んでいるということですよ。だからむしろ、この気持ちはわかるんだけども、「顕在化し」の後は。

保母委員

いや、私が、その言葉を言ったんだけども、ちょっと県のほうでね、あれいくらですか、政府発表が5,400人か、600人かね、くらい出てますよね。だから、おそらく各県を通じて調べられたと思いますので、国がね。それがどうか、ちょっと調べてもらって、あればいいし、なければ、はずしておいていただければいいし……。

石澤委員

たぶん、確か私、知る限り、そんな、長野県では現れてないような気がするんでね。まあ、いずれにしても問題になるから、ここのところは「顕在化し」から、「長野県でも将来的な社会的問題」の間ね、これ必要なければね、省いてもいいかと思うんだけどね。

福田委員長

どっからどこまでですか。

石澤委員

顕在、2行目の「顕在化し」から、そこから1行半抜いて、「長野県でも将来的な社会問題となることを想定しておかなければならない」という問題はありますか。

福田委員長

わかりました。

石澤委員

具体的な事象っていうのは、やっぱり実証してないとね、書いてしまって、筆が滑って意外と書きやすいんですけども、そういうのは慎重に記述したほうがいいのかと思うんです。

保母委員

私も、長野県にそれがあるということを言った発言はしてないんですけどね。あのね、休憩の前までに、これ全部終わる予定だったので、一番最初の1ページのね、一番上です

けども、内容的に特に問題ということじゃないんだけども、要するに第1の若里よりも前の、2行ちょっとの文ですね。ここで2点あるんですけどもね、

ひとつは、県案どおり承認するということね。この県案というのはね、県案という文章でいいのかね。それとも、その県の再評価案というね。おそらくね、そうじゃないかなと。

福田委員長

あ、そうですね。再評価案にします。

保母委員

ええ。県の再評価案。あるいはね、県公共事業再評価委員会案とかね。

何か、そのあたりに直したほうがいいだろうと。これは、後にも全部出てきます。

何度もね。それが1つ

2つ目にね、1行目のところの計画、設計、見直しとコスト縮減という観点からというね、この2つ出ますね。

これは、もうちょっと正確にしておいたほうがいいんじゃないかと。それは、何かというと、これまでこの4件について一覧表が、これ様式1で全部出てますよね。

そこでね、評価項目としては、歴史的背景、社会的背景、環境に対する配慮、地域住民に対する説明責任、災害・人命に対する評価、これだけが出てますけれども、前の、前期、前の期の委員会では11項目だったかな、何かありますけどね。で、この2つでいくと、削ればいいのかという、ね、コスト縮減という観点でね。

これが、ちょっとね、前に出すぎている話がありますので。

先ほどのような評価項目のところを見つろって、書いたほうがいいんじゃないかなと。

福田委員長

はい、わかりました。

梶山委員

そのへんは、まさに保母先生と一緒になんですけど、前の委員会の時にですね、コスト縮減すればいいという話は、そもそもおかしいんじゃないかと。必要なところは、当然増やすという議論もあっていいだろうという意見が出て、それはそのとおりだということで、その時の委員会では、皆さん、そうでしたね。

それから、ここにコスト縮減っていうのを、いきなり入れるっていうのは、確かに僕は、

福田委員長

わかりました。去年は、意見書の後ろに提言として別冊であって、その時に、このコスト縮減だけの話ではなく、新たに多角的な視点を付け加えたというようなことを細かく書きまして、さらにこういう視点で資料請求したとか、その経緯、委員会の流れ、公共事業評価委員会の位置づけという問題点を提言にまとめました。

確か、ご指摘のとおり、コスト縮減といった視点だけで評価委員会をやっているわけではないので、そこは付け加えたいと思います。

ほかにご覧ですか。ほかにならなければ、4事業のことにつきましては、もう一回私が委員会としての全体の意見をまとめます。

全体でこの後に、それぞれの事業について皆さんが分析されたり、さらにご意見言いたいという形でまとめていただくものがありましたら、個別意見として、1月10日までに事務局のほうにお送りしてください。事務局のほうで、編集していただき、次の委員会の1月25日にもう一回諮って、最終提言となればなと思ってございます。

よろしく願いいたします。

それでは、15分お休みしまして、3時15分から、それでは浅川の提言についての審議に入ります。よろしく願いいたします。

(休憩)

福田委員長

それでは、時間が来ましたので、次の課題に入らせていただきたいと思います。

その前に、ちょっと内山さんからご意見いただいていますので、お願いします。

内山委員

前回の第2回のこの委員会で、金子前委員がお辞めになっているわけですが、8月6日の第1回、それから8月末の10日と30日ですか、2度ほど金子さんがみえて、県との間で話しをされて、結局お辞めになったと。その経過について、どういうことであったのかという事務局からの説明がされておきませんので、そのへんをまず事務局からきちんと説明していただきたいということが1つです。

それから、金子前委員との間で、文書の取り交わし等があったとすれば、それをひととおりこの委員会へ出していただきたいということです。

福田委員長

それで、ここ時間かけるかけるわけにいかない、その説明しまして、そして2つ目のことについては、金子さんからは直筆で私が受け取っておりますので、委員長あてなんですけども配布するもんなんですかね、ちょっとわかりませんが、配布するもんでしょうか。それで、電話でも確認しましたら、「もう辞任します」ということで確認しているんですが、そこまで、皆さん、求められますか。

三木委員

金子先生ご自身が、自分のご意志で委員長に辞任届出されたっていうことであれば、あえてどうして、私どもがその理由まで詮索しなければいけないのがよくわからないんです。私はやはり、金子先生のような見識の高い方が、自分のご意志で決められたことであれば、それを尊重すべきで、そのまま尊重すべきではないかなと思います。

内山委員

金子さんがお辞めになられるまでの経過の中で、やっぱり理解に苦しむ部分もあります。

福田委員長

どういところですか。たとえば。

内山委員

まあ、資料等がね、取り交わした文書、資料等が、全部いただいているわけではないので、ちょっと判断が迷うところもありますけれども、この公共事業評価監視委員会のあり方、あるいは委員をね、辞めるか辞めないかというような問題に絡んでいくので、われわれの直接に関連していく問題だと思いますので、ひととおり事務局から経過を正確にお願いしたいと思います。

福田委員長

では経過だけ。8月6日にお見えになりまして、原部長と金子先生とがその後何回かお会いしたと聞いています。その中で取り決めがあつて、日程的に合わないから辞められたとお聞きしました。私もお電話でお話ししましたが「日程的に辞めます」ということなので、私の知っている経緯はそこです。

青山委員

経緯だけじゃなくて、この朝日新聞の記事を基に、僕は何社かの記者に連絡してみたんですけど、メディアが持っているということは、福田委員長にお渡しするとともにご本人が、ぶら下がり取材に渡したみたいなんですよ。ですから、それを我々委員が知らないというのはおかしいんです。経緯だけじゃなくて、新聞に書いてあることが事実であれば、中身もできれば開示していただきたい。

福田委員長

どうしますか。

青山委員

いや、そんなに時間はいらないですけど、事実だけを。

福田委員長

新聞というのは、どういう新聞でしょうか。中身を知らない人もいますので。

青山委員

中身的には、はっきり書いてありますよ。

福田委員長は、持っているんだから、それ読んでいると思いますけども。浅川問題を時間をかけて審議するという内容に納得して、それでまあ、委員を辞められたと書いてあるんです。

提案するうんぬんの前提として審議するということなのかどうか分かりませんが、一応、その金子先生が辞められる前提条件というのが明確にされておいたほうがいいと。もし、そういう内容があるならば、できれば、委員に開示されたほうがいいと思います。

事務局（手塚技術管理室長）

よろしいですか。

土木部長と金子委員とのお話の時に、公共事業評価監視委員会の今後の予定というものを、金子先生のほうへお示ししております。それについて、委員の皆様にお配りすればよろしいですかね。どういう予定を県が示したかという。

福田委員長

そうですね。それがあれば、お示しいただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

事務局（手塚技術管理室長）

配布させていただきます。

塩原委員

私の意見ですけど、事務局が金子先生に、委員をお辞めになったらどうかとおっしゃったということですね。そういうことを事務局が働きかける権限があるんでしょうかね。

福田委員長

その話しまで戻らないで下さい。

塩原委員

ええ、もう終わったの。

福田委員長

それを受け入れて辞められた方もいますし。金子先生の場合は、土木部長の間で話しをするということが、8月6日に決まりました。それより以前に戻ってまではいたしません。

塩原委員

金子先生との間は決着したかもしれませんが、委員会との間は・・・。

福田委員長

「今後気をつけます」と、原土木部長からありました。

塩原委員

決着してないでしょ。今後、やらないってことを、原土木部長が約束したんですか。

福田委員長

はい、「気をつけます」と言われたということで。

内山委員

8月6日に、金子さんがこの場へみえて、後ろから発言されたと、そこまではみんな知っているわけですよ。だけど、その後8月10日と30日にみえたりして、その上で辞めるということを決めたと、そういうような経過について、どのような文章が取り交わされて、どういういきさつで辞めたのかという、それが何一つね、この場でもって説明も受けていないし、論議もされていない。終わりましたというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

福田委員長

といいますか、金子先生から、辞表は委員長に提出したいというご意志があって、直筆のものを受け取りました。私も電話でお話しして「残らせませんか」とお止めしました。

県側も、「白紙に戻します」とまで言われているわけですから、そういうなかで、金子先生にも戻られませんか、私もお勧めしたんですが、日程が合わないということで辞められものですから、いたし方ないと。

それを委員会の中で、悪いの良いのというのは、どうでしょうか。

三木委員

よろしいですか。

私も委員長さんと同じで、聞いている範囲は日程が合わないから辞められるっていうお話だったんですが、朝日新聞にはそういう書き方はしてないんですか。

青山委員

してないですね。

三木委員

読んでないもので。

青山委員

まあ、それもあると思います。

もうひとつ、審議をするという、審議というか議論ですね、審議と議論はちょっと違うかもしれませんが、そういうことを聞いたのでという下りがあるんです。これは、コピー取っていただければ、皆さんのほうが逆に、僕は遠いところから入手しただけですから。

福田委員長

朝日新聞の記事は、私は県から送っていただいて読んだんですけど、「日程的に合わない。」というのはちょっと違うかなと思いました、記事がね。

青山委員

違うんですか。違うんなら違うで、僕は金子先生と会いますから確認します。

福田委員長

そのとおりです。

青山委員

浅川問題を時間をかけて審議するという内容に納得した。ただ、これは別途その文章を入手した朝日なり、この書いた記者がね、じかに先生に電話を入れて、こういうコメントを取ったのか、書いてあるのかはわかりません、この中では。

だから、それは非常に重要な点だと思います。

三木委員

ただ私は、金子先生が自分の意思で辞められたんですから、もろもろの理由があったかもしれませんけども、その意思というのは金子先生が判断したことです。私はあと、その周りの人が、いろいろ憶測するよりは、その意思自体を尊重して、粛々とやるべきだと思います。

普通、辞職願出すときに、いろんなので出しますけども、周りの人から、こういう理由で辞めたのはおかしいじゃないかと、そういうのってのはあまりないと思うんですよね。

青山委員

そういう理由で辞めたのがおかしいんじゃないかと、辞めるとき的前提としてそういうものがあつたならば、それを皆さんに前に開示してから前に進めばいいということなんです。

福田委員長

だから前提は、白紙に戻しましょうということで、白紙に戻したんです。

三木委員

金子先生は、出したわけですね。

福田委員長

私も止めました。

三木委員

それで、やめられたわけですね。

それでも、出されたんですから、私は金子先生の、今お話しした・・・。

青山委員

だから、しつこく言うようなんですけど、もしね、金子先生がここで実質審議みたいなことをするというので、身を引いたということのように書かれているので、もしそうだとすれば、それは明らかにしてほしいってことじゃないですか。それだけです。辞めたことをとやかく言っているんじゃないかと。

事務局（手塚技術管理室長）

8月30日に金子先生に示した今後の予定を焼きましたので配布してよろしいですか。

福田委員長

はい。これですね。

第1回の8月6日、これは済みましたよね。10月から11月にかけて、県の再評価案についての審議。これは開催いたしましたよね。で、今日が第3回ですから。

12月中旬という部分でも、この予定どおり進んでいるんです。で、第4回目をまさに1月下旬にやろうとしているので、ここも合ってます。

その他、浅川ダムに関する議論ということで、「一部委員より審議すべきとの意見があり、委員会独自で取り組む可能性があるが、詳細については未定」と。委員会で議論する場合には、「3月末までに複数回の委員会開催が見込まれる」、これについて、前回どういうスケジュールで進めましょうかと、私が聞きましたら、事務局の室長から、「委員会の要請があれば、必要に応じて開催は考えます」という答えをいただきました。そこは議事録に、きちんと残っております。

ですから、「複数回、事務局側としては用意がある」というご回答だったんですが、逆にそう何回も委員会を開いてられませんかという委員の意見がいくつか出まして、それで1月25日になりました。そこは委員側で決定しました。「1月に1回開いて、あと1回で丸めようか」ということで、これは委員の間で決めたというのが、私が把握していることです。

青山委員

たぶんこれだけを、県側が金子さんに示したとするならば、この記事にあるかぎ括弧がかかっている部分は、たぶん直接取材して本人のコメントをもらったんじゃないんですかね。いや、ちょっと、当人じゃないんで、僕はわかりませんが。

福田委員長

だから、この予定表を見る限り、その他の浅川に関する議論の部分でも、このとおり進んでいることになります。

金子先生から文章でいただいています辞任届について、コピーが必要ということであるならば、来月、私のほうで持参いたします。

中村委員

文章には、その日程上、都合がつかない可能性が高いという理由で辞任という文章なんですよね。それが、公式見解ということですよ。

だから、われわれはそれを、そのまんま受け取るしかないんじゃないですか。

三木委員

今の、その、日程的にうんぬんというの、ちょっと私も記憶薄れちゃったんですが、前回の時に委員長さんから、そういう報告いただいたような気がするんですよ。

中村委員

私もいただいたような気がするんです。

三木委員

そうですね。それで、日程的に都合がつかないということで、委員長さんから正式な、こういう会議でいただいたものですから、私とすれば金子委員さんが辞められるのは、その理由で辞めたということだと思うんですね。

三木委員

青山委員さんは、前回の時は、出席され・・・。

青山委員

一応、前回も、前々回も、大学の所用で出られなかった。裁判の関係なんですけど。

三木委員

確か、委員長さんから、そういう発言がこの委員会で・・・。

青山委員

これ読むと、1月、年明けから3月末ってのは、まだこれから先の話で。

これは、私も大学の教員やってますから同じなんですけど、入試シーズンで出席は困難というふうに書いてありますね。だから、今はそれ以前ですけれども、そのへんはちょっと、これ見た中で金子さんが判断したことだとは思いますが、ちょっと。それよりもね、たぶん、議論と審議って、僕さっき言いましたけど、議論はたぶん、してるんですよね。前回から。前回やったわけでしょ。この中でやったわけですよね。僕と梶山さん、いませんでしたけど。浅川に関して・・・。

委員

浅川ダムの議論には入ってないです。

福田委員長

入れなかったです。

提言が審議かだけで、もう・・・。

青山委員

だから、そこにあるんじゃないですかね、ひとつ問題っていうか。

内山委員

前回の時にはね、浅川ダムを、私はこの監視委員会で審議すべき事業であるということをはっきり申し上げて、皆さんの前で言いましたけれども、福田委員長のほうからね、提言としてまとめたいという、冒頭からそういうお話があって、「いや、提言じゃおかしい

んじゃないか」ということを申し上げたんですけれども、一応、かなりの数の人の意見として、じゃあ、提言でいきましょうかというようなことで、この後の委員会の中で、それを諮っていきましょうと。

ですから、委員会へ審議ではなくて、諮るんじゃないくて、提言としてまとめるのについて、県からは資料を出し、説明をします。こういうようなところで終わっているわけです。

梶山委員

ちょっと確認なんですけど、そうすると、私自身も内山さんと同じで、審議事項とすべきだということを、ずっと言っていたわけですが、前回の委員会では、もう提言でまとめるということについて、委員会として決めたというふうに見ていいんですか。

福田委員長

はい。

三木委員

私どもは、そういう受け止め方しましたですね。それと、今の金子委員さんの辞任につかれては、日程的な問題だというふうに解釈していましたから。

今、こういう場で議論が蒸し返されるということになりますと、前回の委員会の意味がどういうところにあるかっていう疑問は持ちますよね。

石澤委員

議事録が出てますよね。

配られましたよね。あれ読めば、経緯がわかってますですね。

福田委員長

そうですね、議事録は、できるだけ早く上げてほしいですね。どういう状況かっていうの、欠席委員さんにもありますし。

田口委員

いや、それでですね、新しい委員の方から、今までの経過をしっかりと説明してくれないとわからないということで、で、県はそれを配ってきましたよね。

だから、これで振り出しに戻ってね、このことに関して、ある程度話さないといけないわけですよ。

委員

ん、それはやったんでしょ。

田口委員

前は。ええと。いや、金子さんじゃなくて。

石澤委員

だから、本来はね。

一番最初言われた、金子さんが辞められたその辞めた理由がわからんというところから始まってますけども、それは委員長のほうに日程が合わないからっていうので申し入れがあったわけですよ。

で、それ以上の付帯事項、ないわけですよ。こちらに、朝日新聞に、その、審議するとかなんとかって書いてあると言われても。

青山委員

審議じゃないですよ、議論ですよ。

その審議と議論というのは、かなり違うんで。

石澤委員

まあいずれにしても、そういった付帯事項はなくて、委員長に持ってきたわけですよ。

そしたら、それを、さっき三木さんの言われたように、後はどう進めるかという、認めて、その先行くしかないんじゃないですか。

だから、そこを蒸し返しちゃうと。

青山委員

これって、前から配られてたですか、この委員会で。

内山委員

いや、これは今日初めてもらった。

青山委員

それでは、何で配ってなかったんですか。

福田委員長

といいますか、金子先生も辞任届で、日程の関係上ということで辞められてますから。

内山委員

前回は、ぜんぜん論議しなかったんですよ。

田口委員

いや、金子さんの件は、まず最初に県の事務局の越権行為によって、金子さんを含めて保母委員の委員を辞めるというような内容の意見が出されて、で、それに関しておかしいじゃないかと。ですから、個人の問題じゃなくて、やはり委員会と事務局の問題だったんです。で、それで県のほうは謝罪したわけですね。

福田委員長

謝罪しましたね、はい。

田口委員

その後、じゃあ、金子委員と、それから県が話をしている中で、今、青山委員が言ったようにね、こういう条件なら辞めるとか辞めないのかっていう、そういう文章が載っているわけですね。

青山委員

載っているというより、皆さん、当然、見てるんじゃないですか。記事ですよ。ただの。ただ、これがどこでね、原部長との間での議論の中に出た話ならば、それは原部長がね、委員に言わなくちゃおかしいと思うんです。

ただ、その後朝日新聞がね、取材したときに、そういうこと言っているならば、それは本人に聞いてみないとわかなんないですよ。どっちなのかわからない。

田口委員

だから、個人の問題じゃ、ほんとはないはずなんですよ。それを、議論すれば、私が辞めるっていうのはね。ですから、そのへんが。

中村委員

まあ、それでも、これは、部長に出すんじゃなくて委員長に直接渡すということで、金子委員さんがね、委員長に直接辞表を渡されて、その結果として今のことがあるわけです。

青山委員

手続き的は、そうでしょうね。

中村委員

それは、やはり尊重して、いいんじゃないですか。

内山委員

金子委員からね、8月の段階で6項目の質問状が出された。その、この委員会のあり方。独立性とか透明性とか、そういう委員会の基本の問題について、金子委員は質問状で疑問を投げかけたわけですよ。これについての答弁、答えは県から出されたんでしょうか、出されていないんでしょうか。

福田委員長

金子先生との間で、出されてますよね。それについては、金子先生と電話でお話ししました。5つ6つあったんですけど、その1個1個について、原部長と対面でお話すると。文書か対面かわかりませんが、そこは2人で話をするということでした。

内山委員

文章があったんでしょうか、ないんでしょうか。もしあったんなら、ここで配布をしていただきたい。

事務局（手塚技術管理室長）

8月6日に、金子先生から出された質問状については、その後8月10日、8月30日、金子先生がこちらへ出向かれて、部長と話されています。それで、それぞれの項目には、具体的、1個1個で答えるという形ではやらずにいいという話の中で、最終的には8月30日に、金子先生と部長で確認書という形で取り交わしております。それと、今の予定ですね、予定を先生に説明したと。その結果、その時点で、金子先生は、もうちょっと日程的に合わないので、辞任する意向というのは、県のほうへ口頭では、その時点では話されていますが。ただ、委員長のほうへ、正式には文書で届けるということを言われておりました。

内山委員

その確認書には、6項目の質問について、県からの答えは文章として交わされているんでしょうか。

保母委員

いや、確認書というのであればね、それは県と金子氏が、両方が合意した文書だから、その質問については必要なくて、じゃ、これは付属資料でしょうね、その時のね。

だから、その確認書をね、一緒に今コピーして配ってもらったら、それで終わりじゃないですか。いや、あまりね、年度内に、これやろうと思うと大変だから、早く、そっこのほうに入りたいなと思ってます、私は。

福田委員長

では、確認書も配っていただいてもよろしいですか。

事務局（手塚技術管理室長）

委員長が配ってくださいという話しでしたら配布しますが。

福田委員長

はい。出してください。ご本人がいないなかで、ここで言っても難しいので。

田口委員

それから、もうひとつ。これは違うんですけど、この委員会に対して、県民から意見書が出てるんですね。それは、かなり前にもう、委員長のほうに届いていると思うんですけども、やはりそういうものは、1回配布すべきだと、私は思うんですけどね。議論する、しないは別問題として。そこは、どうでしょうか。

福田委員長

その方からメールが来まして、その方にお答えしました。県民一人ひとり対応していたら大変なので、今回は、審議事項として上っているもの、そしてさらに、一番問題となっている浅川を扱うことに注力したいので、これをやってほしいということに答えられないのでご了承できないことでも構いませんかって聞きましたら、その方から了解しましたという返答もいただきました。

梶山委員

ただし意見書という形ですか。要望書ですか。そういう、公の文書できたらね、やはりあの、配るべきですよ。委員会に対しては。

福田委員長

わかりました。中部横断自動車道の件も配布をお願いします。それについて、するしないについては、今日は・・・。

梶山委員

それは関係ないです。

平松委員

それは、委員長個人に対しての要望か、委員会全体に対しての要望か、どうなんですか。そういうもので、公式な文書ってあるんですか。

福田委員長

私のところへ、封書できたり、メールできたりなんですね。

平松委員

じゃあ、個人的な話でしょ。

委員

個人的じゃないですよ。

対委員長あてですから、個人じゃないですよ。

三木委員

たとえば、中部横断の場合だとすれば、公共事業評価監視委員会の対象になるんですか。要するに、県委員会から受けて、ここやっているわけで、そこがポイントだと思うんです。

福田委員長

なっておりません。

三木委員

そうですね。そうだとすれば、そういう理由であれば、その理由だけでいいんじゃないかと。

福田委員長

確か、委員会あてじゃなくて、委員長福田氏のあてに来てます。

平松委員

いわば、これを使ってくださいという話なんですか。

青山委員

それは、手続き的にはおかしいっていえば、おかしいんだけどもね。じゃあ、使ってくださいっていうのは・・・。

松岡委員

我々は、県から委嘱されて、こういうことについて審議しないさい、県民の税金を使っていますということですから、まあ別に抑え込むつもりはありませんけれども、いたずらにその、いろんなものに広げていって、県民の税金を無駄遣いしないように、もちろん重要な事項はいっぱいあるんで、やるべきだと思いますが、少なくとも付託されたといいますが、これについてしっかり、それぞれの専門分野を生かして審議をしないさいということになったら、それについて審議をすればいいのではないかと思います。

福田委員長

今ですね、県が審議しなくてよいというものについて、いろいろ来ているんですけど。審議する要件に今かかってないことを理由に、個人的に対応しています。金子先生の確認書を配布しますがよろしいでしょうか。

内山委員

もしね。1月でもって、簡単にまとまると思わないんですけども、できれば2月、3月の間に、もう一度の委員会設定を私は望みたいです。

福田委員長

それは、やってみてからにしましょう。

中村委員

審議の状況でいいと思います。

梶山委員

すいません。あの、蒸し返すなというんで、なるべく蒸し返したくはないんですが。ただ、最低限のことだけ伺っておきたいんですけども、まず、その提言ということなん

ですが、この提言というのはまあ、浅川の話なんです。

提言というのは、これは委員会の規則との関係では、どういう位置づけになるのかと。それが、まず第1点ですね。

それから、提言の取り扱いはどうなるのか。インターネットによる公表、その他も含めてですね。 取り扱いはどうなるのかということ。

それから、今日いきなりですね提言のまとめ方というのが、これ委員長から出ていますけども。何が論点かということについて、前回、どこまで議論されたのかわかりませんが、浅川に関してですね、それをまったくやらないで、いきなり整理する内容構成、役割分担と決めるのは、今まで議論に参加してなかったから、よくわからないんですが、外から見ると大変乱暴に見える。

それらの点について、まず教えていただきたいと思います。

福田委員長

はい、ご説明いたします。

提言の扱いについては、事務局のほうでお願いします。後で構いません。

で、梶山委員ご指摘の「乱暴なものをつくってきた理由」ですね。まず、たたき台ができないと、議論できなくて、前回審議するか提言かということだけで終わってしまったと。で、2番の、ちょっと2ページ目なんですけれども、裏側ですね。提言の目的の確認ということで、誰向けメッセージかとありますけれども、これ、そもそもですね、目的とか、誰向けに何をしたいかってとこで、委員ではもう分かれてると、私はちょっと感じてございます。皆さん、感じていると思います。

ひとつは、これ、×、って私のほうで付けてますけど、議論いただいて構わないところ。あえて、こう書いてきました。ひとつは、目的が浅川ダムの実業の是非について議論するものにとらえられている委員さんもいらっしゃる。で、新規事業としての復活の是非というか、要するに手続きとかも含めて、とにかく是非を問うこと、実業の。って、いうことは、どういうことかということ、誰向けかっていうと、その提言を、新規事業を決定した長野県知事、これを最終決定したのは副知事だと、前回説明がございましたけれども、県庁に向けて、まず提言をしていくということですね。それが、まあ、第一義の目的だろうというところが1つです。

2つ目として、アンケートを採ったり、議論なり、いろいろお話を聞いている中で、大半の方というか、逆にいえば でない限り、参加をしたくないと。いや、提言にも、出したら参加を辞めると、意思公表をされている委員さんもいらっしゃいます。そういう面を勘案しまして、目的は浅川ダムが新規、是非ではなくて、新規事業とされた経緯とか、当委員会の立場とか、いわゆる全国で繰り返される、中止ができないというようなところの、いろんな、なんていうか、裏のいろいろなやりとりっていうか、法制度的にもですけれども、そういうものが私たち委員会が、やっぱり置かれているところです。

それを、公共事業のあり方ということで、社会に問うこと、これがやっぱり提言の中で一番多かったんですね。この間の委員会でも、全国共通なんで布石を打ちたいとか、提言として問うことは大きいので、何も審議中止だ、是非だということではないんじゃないか

という意見をいただいています。議事録が、ほんとはあればよかったんですけど。

そういうことで、誰向けかについては、もうそういう県庁に対して、副知事とか知事とかに対して、是非でどうこうとか、中止に追い込むとかいうことではなくて、長野県民とか社会一般に、この現実とか、こういった部分を問う、そういったほうがいいんじゃないかという意見が多数を占めたということであります。もし、1と2が混在している状況であるならば、提言まとめ、またこれ、非常に難しい問題なんですけれども、それによって審議のあり方ってというか、審議じゃありません、提言に向けての議論のあり方が、ほんとに変わってしまって、平行線をたどってしまうことになるだろうと。で、そこを考えて、このメモを作りました。

まず、1と2で、委員会の中で分かれている可能性がある、これが分かれば続ける限り、非常に難しいということですね。で、乱暴なということで、構成案のイメージってあったんですけども、そういうことを含めましたときに、意見書でも非常に個人のというのが難しく、アンケートを採りましたときも、必ず意見、委員会としてまとめることってのは、非常に難しいだろうってのがございました。で、それがありますので、多論併記、両論併記はやむを得ないだろうという見解もありますので、さっきの意見書にもありましたように、それこそ個人名で出していくというのも、1つの案だろうと。でも、委員会で、前回の議事録にもあるんですけども、最大公約数となれるような部分は、総論としてまとめられるかもしれないという部分で、というのが1つ、ちょっとあったんですね。

で、提言構成のイメージじゃなくて、1番のほうの本日決定したい事項、そういうこともありまして、こういうことを1つひとつ決めていかないと、やみくもに決める方向なく、委員会から送られてきた、こういった資料説明から入ったりとか、皆さんが聞きたいこととか言いたいことであって、まとまらないのかなってことで、まず何を整理しましょうか、どの方向に向かいますか、誰向きに出しますかってことがあって、それで役割分担というのは、まとまり部分もたぶん多くなってくるだろうから、まず書いてみてから考えませんかという方法を取りたいという意味で、提言のまとめ方についてという、をまとめてございます。

で、 についての進め方ですけども、これは最終委員会、これは次回を1月25日ですが、ここについてですね、とりあえず役割分担とかして、各自が執筆したものを構成案に沿って、あの構成案というか、とりあえず分野とか、あと中身的に両論とか多論とか、対立するような意見があったとしても、それを編集する段階まで、これ、私の作業になると思うんですけども、仕上げにおいて、要するに1月10日までに皆さんの出していただいて、とりあえずそれを次なるたたき台にしないといけないんじゃないかというのが1つ。

2つ目としては、各自が執筆したものを、あらかじめメールだかで配信しておいて、読んでもらうぐらいで持ち寄って臨むというのが2つ目。

3つ目は、当日持ち寄って、これやっても大変だろうと思うんですけども、ということで、そのまとめの大変さとかを考えまして、1番か2番ぐらいでいけたらいいなと

いう、作業も考えて進め方まとめてございます。作業ですね。その時に、課題とありますが、1月25日ですか、ちょっと聞いている限り10人しかそろわないということがあったりとか、基本的に時間がという中で、どう進めたらいいか、ここを諮っていきいたい、こういったことを決めたいと思っています。私が決めるんじゃないで、今日考えていただきたいと思っている部分ですね。

3つ目として、整理の際や条件ということで、これまた、じゃ個人でいったときに、ドカット1人が10枚、20枚、30枚という形で書くということもどうか、ということで、まあ分担とか、もし担当とかテーマごととか、なんかあった場合も含めて、あとメッセージが社会一般とか長野県民だとなると、そんな分類は県民読めません。ですから、そういうことも戦略的に、4、5枚とかいう形でやるのが、県民に向けてはいいんじゃないかということもふまえて、ちょっとこのような条件なりを書いていったらいいんじゃないかと。あと、多論、両論併記の出し方についてということで、これはそうなった場合、そうなるでしょうということを前提に、個人の意見を尊重したり、あと最大公約数の部分は本編としたりとか、あと執筆不参加、もうそういうことは嫌ですと言われている方も、もうすでにいらっしやいます。そういうことも、いいんじゃない、そういう方はそれでいいんじゃないということですね。出す部分、個人名、出す部分とか決めて、先にそういうことも起こりうることも見えてますので、そういう出し方についてはどうしましょうかということ、どう書かれていきいたいということでございます。

そういうことを細かく勘案して、私は勝手に勘案してるんで、いくらでもご意見なりいただいて構わないんですけども、3番目にたとえば、手続き的にといったときに、河川法とか、そういうとこ詳しい先生方って、これまったく私あれなんで、おしかり受けて、もうほんとにあれなんですけども、いくらでも受けようと思ってます。で、財政だとかご専門ですね、立場から、ちょっとこういうふうにまとめてみてとかやると、比較的まとまるかなと。なぜ、執筆を分担したほうがベターかなといいましたときに、この提言をまとめたときに、いかに個人名でばらばらばらばらして、ホッチキスでまとめて、みんな15人が書きましたよってやった提言の弱さと、あとほんとに最少公約数の部分が、本編がまとまったんだよってなっていったときの提言の重さ、社会に向けてのメッセージの重さってのは、かなり違うと思います。

で、それを思いまして、専門の立場からまず書いていただいてというやり方がベターかなと、ちょっと判断いたし、このような先走ったものを作ってまいりましたけども、まずこういうところから議論に入っていくと、こちらの資料説明に行くのは難しいかなと、ちょっと考えた次第です。

梶山委員

まあ、提言の取り扱いについて、後で事務局のほうでお答えいただくと思うんですが、1つはですね。最低限、知っておかなくてはならない、事実関係ってものがあって。

それがまず、議論され、ぜんぜん議論されない。

やはり、基礎的なものはまるっきり違ってくるだろうと。その意味でいいますと、たとえば、計画が河川整備基本計画に載ったというところまではわかるんですが、たとえば具体化のめどがどの程度立っているのか、概略設計ぐらいできているのか。概略設計ができ

ていれば、それはどういうものなのかという点とか、それからたとえば、治水対策の、浅川治水対策の経過の中でいきますと、この県からもらった資料の中で特に私が重要だと思うのは、平成14年の6月25日に、県議会でもって浅川・砥川に関する治水、利水の枠組みを提示して、河川改修で50分の1の確率の流量の対応を行い、優先して実施すると。で、残り2割については、流域対策で対応を行うと。それを、15年の12月17日のこの委員会で、この時私も委員でしたが。

あの、そういうことを県から、この方針でもって率先してやりますと、頑張りますという決意表明を受けた上で、委員会でもってそのとおりやってくださいと、いうことの記憶なんですね。じゃ、それが、なんでこうなっちゃったのかと。要するに、この基本方針が、いつどこで、どういう経過で変わったのかと。これについては、ぜひ明確な説明がないと、議論の基礎ができないと思います。

まあそういう、これは一例ですけど、そういう基礎的な事実関係について、やはりまず認識を共通しないと書きようにも書けないし、目次も作れないだろうと、そう思ってます。

福田委員長

はい。おっしゃるとおりだと思います。

青山委員

構成案に僕は、反対です。私は、まず全体の共通項（コモン）として書ける部分を提言の内容とするべきです。そんな分量は多くなくてもです。次に昨年4月か5月だったか、僕の考えを福田さんにおくったコメント、確か、公共事業の必要性、妥当性、正当性について3つに沿って執筆したようなものを委員個人として書きたいと思います。

福田委員長

はい。

青山委員

ああいうものを、もうちょっと拡充して、僕は財政もやっているし、行政法は今専門でやってますし、その3つ目の環境もやっているので、こういう縦割りのものじゃなく、全体的なものとして自分の考えは、あの時示して、それを拡充して書きたいんですよ。

福田委員長は、青山さんの考えとほとんど同じだという趣旨のメールを頂いておりますが、僕は、くし刺し的に、必要性、妥当性、正当性、正当性っていうのはデュープロセスの話ですけど、ですから、これは、こういうものというよりは、まず全体の共通項で共通できる、議論して共通できるものは、A4で4枚とか5枚にまとめるっていうのはひとつあって、それ以外にそれぞれの方で名前出してもいいという方が、分野問わずですね、全体のはこれでいいと思うんですよ。誰が書くじゃなくて、章立ては。しかし、今言ったように名前出しても書きたいという人のは、読む読まない別にして、後ろのほうに付けるべきだと。全体のコモンの部分はA4で4、5ページで、それこそ長いと読まれませんが、それはみんなで議論した上で、今、梶山さんおっしゃったようなことでまとめるとか。

もう1点は、福田さんが中止できないってことを言いましたけど、僕の理解では、からくりが、これは利根川水系でも川辺川でも、いろんなところで同じようなことが今起こっており、河川の整備基本方針と基本計画のあり方がここに来て変わったような気がします。

すなわち、いったんダム事業が死んだふりというか、簡単に言えばダム建設の中止を一端認め、別途、少し位置をずらすなりして、整備計画し、申請してからわずか1カ月で国土交通省は申請を許可している。

そういうことで、死んでいるをして、また場所を変えて生かすっていうやり方で、今の、これは長野県がどうこうじゃなくて、国がね、そういう方向に変換したんですよ。

ですから、そういうことも、是非ちゃんと議論しないとイケない。だからこそ、もうひとつので、ゾンビみたいに生き返られるわけじゃないですか。だから、そのへんこそ核心だと思う。ほんとに不用なものであるならば、中止すべきで、中止するためにはどうしたらよいかとなりますが、今の国なり、またそれを受けての県のやり方が、従来と方針を変えて死んだふりして、実は場所を変えて生き返るといふ、それにどう対応するかっていうような視点が、一番重要かなと思います。

福田委員長

その意味で書いてございます。

ですから、公共事業評価監視委員会がありますけれども、国の法制度に基づかない限り中止はできない仕組みもある。

青山委員

そうですね。生き返っちゃうから。

福田委員長

だから、そこをですね、透明にしていき社会に問うと。要するにここで中止する、しないとかではなく、事業の是非、中止する、しないとかじゃなくて、からくりの事実を明らかにしたい。

事実に対しては、最大公約数のものがあると思うので、その部分は、4、5枚にピシッとまとめて、それを総論とする。

あとは個人個人で出したい見解なりで出すのが、私も一番ベターだと思ってますけれども、そういうまとめ方の話しすらも、前回進めなかったのです。

梶山委員

すいません。全体にかかわる問題なんですが、時間がないということですね。

これが、かなり決定的な話として、前提にありますよね。

これ、提言の位置づけにもよるんですが、要するに、審議事項に対する意見書ってのは、これは確かに年度末に出さなきゃいけないんでしょうけど、この提言というのを、そもそもどういう位置づけでやるのかにもよるんですが。

なんで、年度末にまとめなきゃいけないのかということが、そもそわからない。

これは、委員が替わっちゃうかもしれないってこと、それはあるんですけど、やはり拙速は避けるべきで、わけのわかんないものホッチキスで留めたって、これしょうがないわけですから。

そこは、あの、これできちんとまとまるってなら、それはそれで構いませんけど、やはり無理やり短期間でまとめるということは、避けるべきじゃないかと思います。

福田委員長

だから進め方を決めたいんですね。

要するに、浅川の、提言にしてダムのは是非を議論するんじゃなくて、公共事業評価監視委員会がこういう状況に置かれている、そこを社会に問うていくんだと。いろんな法に戻り、事実に戻りですね。そこを委員の皆様を確認したいと思います。

それについては、まちづくりとか防災とか、いろいろ委員の皆様の専門分野がありますので、最大公約数でまとまる部分と、そうでないそれぞれの見解で分けるという構成で、まずそれでいいかなと思います。

青山委員

あと、ひとつ抜けているのは、方法。

梶山先生が言ったことね、次に言いますとね、方法、どうやってこの政策提言を社会に、パブリックにするのかという、それはどうなんですか。記者会見するとか、国土交通省の記者クラブで会見するとか、ここでもするでしょうけど、それがないと、せっかくいいものつくって、どっかに、県のホームページに載るんですか、そもそも。

事務局のほうで答えていただきたいです。

さもないと、ここで議論しても、ちょっと違う話になっちゃうかなと。

委員会からの政策提言ということで、長野県のホームページには最低限載るのかどうかですよね。

事務局（手塚技術管理室長）

県の再評価案に対する意見書につきましては、県の要領、公共事業再評価実施要綱で、県は監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重するというので、要綱で定まっています。ただ、提言につきましては、何の要綱上とか、そういうのには何もございませんし、どんな形で提言されるかも、まだわからないものですから、それをいただいたところで、どう扱うかっていうのは県として考えていくことになるかと思っています。

梶山委員

実は、そんな曖昧な話だと困ると思うんですよ。要するに、できたものがどう扱われるか一切わからないで、一生懸命まとめるなんて気にならないわけで、そのへんは事前にきちんとしていただかないと困ると思います。

福田委員長

非常にこれは難しい問題なんです。

実をいうと、公共事業評価監視のシステムなりやり方自体に限界があるんじゃないかと、去年の提言でまとめたんですけども、それもホームページで公開されていない。

私はアップしてほしかったんだけど、されていません。だからこれも心配なんです。県が、「任意の提言ならいいんじゃないですか」とってことであるならば、県として、公開してくれるかというのは分からない。

保母委員

その扱いの問題はね、先ほど梶山委員が言われた点でいうと、1番目のね、規則上どこに位置づけられるかと。あるいは、根拠はどこかという問題ですよ。

これとも、かかわってくると思うんですね。で、それを、だから最初にまとめておいて、その上での扱いの問題というところを明確にしておいたほうがいいんじゃないですかね。

梶山委員

規則にも要綱にも、何の根拠がないとしたら、逆に県の事務局がそれに協力すること自体、これはおかしい話になっちゃうんで。

考えようによっては、違法な税金の支出になっちゃうことだってあり得るわけですね。ですから、そこはまず、今規則、要綱がないのなら、新たにつくるでもして、その点はきちんと明確にして、提言として、今までないものを出すんですから、明確にして、かつその取り扱いも明確した上で、やっていただかないと、それは県できちんと確約していただかないと、これはせっかくつくったものが。で、仮につくったものをね、じゃあ県がやってくれないから、委員会で独自に発表しようとしても、それは県からストップがかかる恐れがある。県の事務局が手伝ってつくったものを、勝手に公表するなどがですね、プロパガンダするなんて話は出ないとも限らない。

だから、そこは明確にしないとならない問題だと思いますね。

青山委員

それがあるからこそ、もし審議なり議論は、それは蒸し返す意味じゃなくて、本質に戻ると、審議、議論であれば、この中でできる、できたものは、議事録を、遅くなるうとも出るわけですよ。出さなくちゃいけないわけです。規則の中で。だけど、それからはずれるものを、われわれが提案するというのは、3月以降、僕がさっき言ったとおりなんですけど、どこへ載せるかちょっとわからないので聞いたんです。

福田委員長

ええ、そうなんです。

保母委員

いや、今の受けていいますとですね、おそらくね、これの位置づけの問題と、新しい、議論を始めているのに新しいのをね、制度をつくらうと言われても、つくってくれと言われても、おそらく事務局としても大変だろうと思うんですね。おそらく、つくれないと思うんですよ。その意味で言えばね、第1回目の委員会で配られた、監視委員会の設置要

綱と、監視委員会の運営要綱がありますけれども、この運営要綱、監視委員会運営要綱の第3のところですね、監視委員会の審議というのがありますね、その第3の第2項ですかね、再評価を実施した事業について、知事または市町村長から経過報告があった場合には、要綱第2に準じて審議し、必要に応じて知事または当該市町村長に対して、意見の具申を行うことができるものとする。

先ほど、福田委員長のほうから出た提言というのは、この意見の具申というイメージだろうと思うんですけども、違いますかね。で、それで、これを使えばね、形式としては審議ということだけでいけると思うんですけどね。再評価を実施した事業についてということは、今まで再評価しているわけですね。前期、私たち、今の新しい委員じゃなしに、前の委員会ですね。で、その事業について、知事から経過報告が、これはなされております、ね。その後どうなったかという、浅川の問題。で、今回も資料もたくさん出てますけれども、経過報告なされております、ね。

で、経過報告があった場合にはね、要綱第2に準じて審議し、必要に応じて知事、市町村長省きますとね、知事に対して意見の具申を行うことができるものとする、こうあるんですよ。で、そうすると、新しい制度をつくるというのは大変だから、むしろ形式としては、どうせ審議なり議論をするということに、みんな合意してるわけで、そうするとこれを使ってね、実際に、だからひとつはね、再評価を、この委員会としてね、実施した事業だという問題と、その、それについての経過報告が知事からね、あったというね、これについて、要綱第2に準、3つ目の要綱第2に準じてということはですね、要するにその、審議事項、知事から、こう言われた場合には審議するというね、のがありますよね。それに準じてだからね、準じてここで審議すると、ここを使う以外ないんじゃないかな。新しい制度をつくってくれと言われても、それは困られると思いますよ。

それが、できるかどうかというね、判断は、できると言われれば、それで進めれるんだけど。これでない、困るんじゃないかなというふうに、みんなが。

梶山委員

あの、保母先生がおっしゃるようなね、その準じてという言葉の問題で、そういう解釈でね、事務局がそれを確認する。

文章上きちんと確認するという作業があれば、それはそれで、ひとつのやり方だと思うんです。ただ、県の建前としてはあれでしょ、今回の穴あきダムと、前のダムとは別事業だという、ここにかなり固執しているわけですよ。そうすると、準じたという解釈で事務局がいいと言うんなら、それはそれでいいと思います。

事務局（赤羽主任専門指導員）

私のほうから、答えさせていただきます。

私ども、たとえばですね、提言ということであっても、事務局としまして、最大限協力しますっていうふうに今まで言ってきております。それはそのとおりで、私どもはこの委員会が、いわゆる提言をまとめることに関しまして、協力してやっていくというつもりは、同じでございます。

それから、この提言は過去にも、いろんな形で提言ということを、評価監視委員会から

いただいた経緯もございます。で、この評価監視委員会は、もちろんすべてオープンでやっておりますので、いわゆる審議事項も全部ホームページにアップしておりますけれども、それとたとえば同じように取り扱って、そういうご希望があれば、出すのにはやぶさかではありません。

したがって、当然提言としてとりまとめていただければ、しっかりとその内容については重く受け止めさせていただきまして、浅川ダムに限らず公共事業をこれから取り組んでいく上での、ひとつの指針といいますか、参考にさせていただくということには変わりないということでございます。

青山委員

今のは、お役人言葉としてわかるんですけどね、具体的に福田委員長が昨年出した最終報告ですか、なんですか、それは。

福田委員長

提言です。

青山委員

提言ですか、それが今だにホームページに載ってないっていうのは、どういうふうに理解したらいいんですか。

事務局（赤羽主任専門指導員）

当時ですね、そういうご要望がなかったというふうに理解しております。

で今回、そういった、ご要望がございますので、そういったご要望にはお応えしていきたいということでございます。

青山委員

うーん。今の部長がいないところでの話なんで、どうなるか僕もわからないというか、いまひとつ、ご要望に応ずるっていう言葉だけじゃわからないんですけども、僕たちがさっきから言っていることは、今議論していること自身が、住民訴訟の対象になるようなことはないと思うんですけども、それは冗談ですけども、みんなでまとめたものが、仮にそちらで見て、こういう部分、削除してほしいとか、この部分は行き過ぎじゃないかというようなことが、検閲が入ったらまず提言にならないというのが1点ですね。

で、そういうものであれば、ホームページにも載せますよじゃ、これまた、この委員会の見識問われちゃうわけですよ。ですから、無条件で、まあよほど公序良俗に反するようなものはないと思いますけれども、そういうものを除いてホームページ、つまり県民なり社会に、皆さんが提案したことを載せるということは、約束できるんですかね。

事務局（赤羽主任専門指導員）

青山委員のおっしゃるとおりのことでございます。当然、私どもが加筆するなんてことは、とんでもないことです。その提言に対して。そういうことは、まったく一切考えてお

りません。私どもは、事務局といたしまして、皆様に御協力を申し上げます。それから、ご要望に対しても、応えていくという姿勢でございます。

三木委員

私は、部長はいなくてもですね、責任ある土木部の職員が言っているんですから、それを信じるべきだと思うんですよ。

青山委員

いや、それは別に冗談ですけどね。

三木委員

まず、それが第1点です。

青山委員

それはいいですよ。

三木委員

私は、知事が言ったからとか、そういうのじゃなくてですね、組織で……。

青山委員

いや、僕は内部にいた人間として、しょっちゅうそういうことがあったから、言っているんです。

三木委員

私は事務局を信用しないとしたら……。

青山委員

信用する、しないじゃないんです。そういうことが、いっぱいあったから言っているのと、今は具体的にホームページなりね、手段の話として……。

三木委員

もうひとつあるんですよ。

この議事録、全部載せるんですね、ホームページに。

青山委員

いやね、前回の議事録がまだ載ってないから、梶山さんも、僕も分からないんですよ。

僕がね、ちょっと聞いてください。田中知事だったときは、その日のうちに、もう徹夜しようと載せてたじゃないですか。

三木委員

わかりました。それはいいんです。

青山委員

いや、よくないですよ。

三木委員

遅いとかだったら確かにまずいと思います。ただ、ここで議論していることは必ずホームページに載るわけですよ。

青山委員

いや、知らないですね。

三木委員

載りますよね。ということは、ここで議論したことは、提言であろうがなんであろうが、載るってことなんですよ。今議論していることが。

青山委員

ただですね、これから書くものなんです。ここで議論するっていうより、書いたものをどう扱うか最終的な話で。

三木委員

仮にですね、提言で書いたものを、委員長が全部読み上げれば、もし提言をとして取り上げないとしても、議事録として載るってことなんですよ。

それと、もうひとつは、たぶんこれだけのことを議論していて、県の立場として載せないってことになれば、県自体の信用が失われるんです。だから、絶対私は載せると思いますが、載せるという前提で議論すべきだと思います。

で、それで載せなかったら、それが載せないことについて、また私どもの委員会として議論すればいいんじゃないですか、マスコミに対して。私は、載せる、載せないっていう、その相手方を信用しない理論で、いつまでもこういう時間。

青山委員

それはわかります。

それは、そういうことがあるから僕は言っているんで。

委員会ですから、それを議論していいんですよ。そういうことを、確約取るとかね。

三木委員

ええ、それはいいですよ。

だから、あんまり、今、やるって言ってるんですから、それは、そのことを信頼するというじゃないですか。

青山委員

いや、いや。だから、尊重いたしますとかっていう中に、具体的にいくつか、僕が言ったのは、どういう方法で社会化するんですかと。

三木委員

だから、それは次の議論ですよ。

青山委員

いや、だからさっきから、それ言っているんですよ。

梶山委員

載せますといった発言をはっきり聞いたのは、今が初めてですから。

福田委員長

三木委員さんは、昨年度のことはご存じないと思いますが、1月30日のこの委員会で、土木部長が「浅川は審議に諮る」と言ったのが、8月には「諮らない」とひっくり返った経過があるんです。

でも、いつまでも同じ話を繰り返さないほうがいい。

三木委員

その解釈が変わったってことですよ。

青山委員

解釈じゃ済まないでしょう、こんな重要なことは。即訴訟ですよ。

福田委員長

そういうことが、あったんですよ。

だけど、もう一度、ここは県を信じるということも大切でしょう。そうじゃなかったら、もうマスコミの協力を得ていくしかないということだってある。

青山委員

そこまでなくても、いいと思うけど、あの、この中にも弁護士もいますからね。やっぱり言ったことっていうときに、それは言わなかったとか、そこまで言わなかったになっちゃうとまずいんですよ。

三木委員

そうですね。ですから、次の話で、ホームページに載せるかどうかを確認されたらいいんじゃないですか。

青山委員

それは、さっきから僕が言っていて、それを含めての「規則」と保母さんが言われたのは、それはないって言われたんで、であれば、その規則をつくったらという話があったけど、それもこれからじゃ無理だから。じゃ「解釈」ですよ。

三木委員

そうですね、事務局としての、つくった解釈ですよ。

保母委員

いや、「事務局として」じゃなしに合意としてね、今からいろいろ新しい要綱等を修正することは、ちょっと難しいし、現実的ではないので、そうではなしに、今までの規則の解釈として、これについての提言のまとめを行うと。これについては、委員会としても、みんなです承するし、事務局も了承すると、いうことで進めたらいいんじゃないですか。さきほどの話して言うと、1月30日のこの委員会で諮りますということを確認に部長が言われて、それで、実は諮られなかったと。で、委員会のほうは「謀られた」という、こういう感じですよ。

内山委員

今の点について言いますとね、原土木部長だけじゃないんですね。その前段に、土木部の堀内技術管理幹が、3回から4回にわたって、計画変更になれば、この監視委員会の意見を求めていく。あるいは、計画が変更になれば監視委員会にかけるということです、というようなことをはっきり言っているわけです。だから、部長だけじゃなくて、そこまで何度も何度も繰り返されていたわけです。けども、そうじゃなかったと。

三木委員

まあ、1月何十日の話はわかりました。でも、その話をまた繰り返しても、しょうがないと思うんですね、私はね。

福田委員長

時間がないので。梶山先生が言われる最低限のことについては、やはり知っておきたいと思うんです。で、梶山先生がいろいろ資料請求してくださったので、それについて県の説明のほうに移りたいと思います。

梶山委員

まず、事業がどこまで具体化しているのかということ、できるだけ具体的に教えていただきたいというのと、それから、この浅川の治水対策。浅川の、信濃川水系長野県域河川整備計画（浅川策定の経過）というところで、まず一番知りたいのは、時間経過の中でいきますと、先ほどの繰り返しになりますが、平成14年6月25日の県議会における浅川・砥川に関する治水・利水の枠組み。これを、これはかなり具体的な、要するにダムをつくらないということで、河川改修で50分の1確率の流量と。それから、流域対策で残り2割

をまかなうと。それを受けて、15年12月17日に、この委員会でもって県案を了承して、ゴーサインを出したという経緯があって、それがなんでいつの間にか、いつの間にかって言い方、悪いのかもしれませんが、それが実際には、この流域計画と、それから改修計画でもって対処するという、いわゆる基本的な方針が変更されて、現在の浅川の穴あきダム計画に至ったのかと、その変更の理由と経緯を、やはり具体的に教えていただきたい。まず、その2点。

小平河川課長

河川課長の、小平でございます。

今、委員からご質問のありました件について、ご説明させていただきます。

まず第1点目の、6月25日に県議会において枠組みをお示ししました。河川改修により50分の1確率流量、おおむね8割相当の流量。それから、残りの2割は流域対策で対応を行うという中で、平成15年の4月の24日に河川改修原案。それから、平成15年7月28日に流域対策原案を発表させていただいております。河川改修原案につきましては、現在、当時、河岸河川改修中でしたことから、計画高水位が従前の計画に比べて、高くなることにより危険度が増すこと。河川改修で架け替えた橋梁の再改修が必要になること等が危惧されまして、それから流域対策原案につきましては、ため池、水田貯留による定量的な効果、それから永続的な効果の保障、実効性につきまして国から指摘がございまして、水田貯留については治水対策に盛り込まないことといたしました。

梶山委員

それは、いつ、どこの組織で、どういう経過で決めていったんですか。

小平河川課長

浅川河川整備計画をつくる過程で、国に相談する中で、こういったことが出てきまして。

梶山委員

時系列的にいうと、平成何年の何月頃になりますか。

小平河川課長

平成15年7月28日以降になります。

梶山委員

え、15年12月17日のこの委員会に出てきた内容は、県案どおりだったんですよ。

小平河川課長

すいません、ちょっとお待ちください。間違えました。あの、評価監視委員会にかけて、その後河川整備計画をつくる過程ですので、平成16年9月27日、浅川流域協議会第10回に、という項目がございすけども、その間での話でございます。

梶山委員

その間でというのは、その後という意味ですか。その前ですか。

小平河川課長

その間です。平成15年12月と平成16年9月の間です。

梶山委員

そうすると、この流出解析をやり直したということなんですね、基本的には。その時の資料ってというのは、あるんですか、全部。

小平河川課長

9月27日に、浅川流域協議会に浅川の流出解析の概要を説明ということで。これについては、県のホームページにもアップしてあります。

梶山委員

それで、この流出解析が、今おっしゃったような計画変更の根拠になるんですか。

小平河川課長

いや、違います。先ほど申しました、現在の河川、当時の河川改修原案では、計画高水ですね、計画高水位が上がることによって、危険度が増すこと。あるいは、河川改修ですでに付け変わっている橋梁の再改修が必要になること。これらからでございます。

梶山委員

それから、その経過をね、示す資料ってというのがあつたわけでしょ、文書、資料。要するに、旧計画のままではだめだということを、検討した資料というのは全部あるんですね。

小平河川課長

県のホームページにアップしてあります。

梶山委員

あつたら、それ出して下さい。ホームページのどこに入れられたか、よくわからない。

小平河川課長

後刻でよろしいでしょうか。今、すぐ、ちょっと手持ちございませんので。

梶山委員

今、出せなければしょうがないですけど。いや要するに、そこが僕は一番、今回の計画が出てきたところでわからない部分。いわゆる、ブラックボックスの部分なので、そこはやはりきちんと理解してから議論したいと思っています。

保母委員

旧計画から新計画に変更されると、どういう点が旧計画では問題点があったのか。したがって、そこをこのように改定して問題をクリアしたのかと、ここのところの説明ですね。

梶山委員

その説明と手続きですね。手続きと、両方ですね。

保母委員

どこの機関、組織で、どのように決められたかと。専門家の意見も含めてですね。

内山委員

委員長、もうひとつ私のほうから、ちょっと要望があるんですが。

浅川のダム計画というのは、評価監視委員会で、大きく分けて過去3回審議しているんですね。平成10年、これは主な経過のところにもありますけど、平成10年12月、平成12年4月、これ、2回にわたって事業継続を認めているわけです。

そして、3回目の平成15年12月の時に、中止を、評価監視委員会として承認しているわけですね。ところが、その前の事業継続を認めたときに、非常に私は問題があると思って、当時は委員ではなかったんで、評価監視委員会の委員長あてに意見書を提出しました。

そこに、その経過が書いてありますので、できれば県が出した資料のほかに、私の意見書も資料として添付していただければと思います。

梶山委員

それは、いつ出されてますか。

内山委員

2002年ですから、平成14年8月13日に。

梶山委員

14年8月13日ですか。

内山委員

はい。意見書をまとめて、当時は委員会の野口俊邦委員長あてに出しております。

福田委員長

では配布はよろしいですか。

梶山委員

それと、この穴あきダムの計画が、どこまで具体化しているかも、口頭と資料、資料後で結構ですけども。

小平河川課長

はい。

梶山委員

河川整備計画に載ったっていうところまでわかりますけども。

小平河川課長

県の6月定例県議会におきまして、補正予算をいただきまして、現在概略設計を行っているところでございます。

梶山委員

まだ概略設計もできてないんですね。

小平河川課長

今、行っているところです。

梶山委員

ああ、そうですか。概略設計はなくても、ダム諸元は、もう出ているわけでしょ。

内山委員

諸元は、ダムの高さ、53メートル。

小平河川課長

河川整備計画におきましては、おおむねの諸元ということで載せていただ、あの、記載しております。ただし、これは変わりますという条件付きで載せてございます。

内山委員

ダム高さと、貯水容量、110万立方メートル。この程度しか出ておりませんよ。

梶山委員

いや、穴の大きさも。

内山委員

穴の大きさも、認可申請書には出ておりません。

小平河川課長

河川整備計画の14ページにですね、概略の大きさ等がお示ししてございます。

青山委員

だから、まだ固まってないんですね。

実施設計どころから、相当前の話ですよ。それで、これであるがゆえに、1カ月ちょっとで許可とかになっているんですね。この許可なんていうのは、ほとんど、なんら構造設計、まるっきり関係ない。基本構想の、もっと前ぐらいですよ。

梶山委員

そうですね。だから、事業認可とぜんぜん性格が違う。

青山委員

ぜんぜん関係ないですよ、事業認可とは。

基本構想、市町村の基本構想のような、と言うと失礼だけど、そういうような内容がほとんどだし、アセスにもなってない。ここでの認可っていうのは、いわゆる、許可的な意味と違うんじゃないですか。

内山委員

ところが、その認可が事業計画の決定に結びついちゃいましてね、県としては、この認可ということでもって大きなハードルを越えたというやり方を、今、しているわけですよ。

青山委員

それは吹聴しているだけではないでしょうか。専門的に見ると、この内容じゃまるっきり、科学的な根拠とかね、高水の話とか一連のがないじゃないかと。経緯。位置をずらしとね、新しく出直す、さっき僕が言った、そののちゃんとした裏付け説明がないですよ。

内山委員

位置は、まったく同じなんですよ。

青山委員

ああ、そうですか。

それで、堰堤なんかも、ずっと同じですか。

内山委員

堰堤は、高さを下げて、中段の上にあった大きな四角い穴をですね、1.1メートル四方に小さくして、河床に下げていると。

そういう、穴あきが変わったと。そして、治水専用ダムとして出てきているのが、今回認可を受けた浅川の穴あきダム計画です。

保母委員

ちょっといいですか。

先ほどね、青山委員が、一番最初のほうで言われたね、確か、死んだふりをして、生か

していく新しい方法というね、言われた点、確かにほかの県でも、いろいろ出てますよね。

それで、それとの関係でね、で、私が前回もひとこと発言したんだけど、いまだにね、県からこうやって資料もらってもわからない問題は、今回質問に対する回答というののね、4ページ目なんですよね。いや、3ページ目、3ページ目のね、一番上の行に「なお」というのがあるんですよね。「なお、国庫補助事業上は、県から国に対して正式に中止する旨の報告は行ってない」と。したがって、いったんその前の事業については中止するということは、いろいろなところで決められたけれど、県としても決めただけども、これは国との関係では事業中止をしてないんですよね。私の解釈が違うかもしれませんが、ここで見る限りはね。旨の報告は行ってないだから、国のほうは長野県から報告を受けてないから、それは知らない話なんです。法的には、おそらく行政手続き的にはね。

それで、代替案策定を開始してから、今日に至るまで、多目的ダム建設事業は、ゼロ要求のまま継続扱いとなっている。だから、報告してなくて、要求してないからゼロ扱いだと、ね。これが、長く続いているわけですね。で、平成20年度からは、治水ダム建設事業として、国庫補助事業を再開するよう国に要望しているところだと、ね。今日の新聞で、これについて、何億か金がついたというのが、信濃毎日新聞に出てましたね。

それで、これ再開しているわけですね。今までこの委員会でも、前回、8月もそうでしたかね、聞いた話は、これは前の事業と違って、まったく新しい事業だと。別の事業だという説明を受けたんですよね。で、それが、ここの回答では「再開」となっているので、別の事業だったら再開ではないんですよね。しかも、前の事業は中止されてないから、いったん眠っておったのが復活したというね、こう解釈をすべきじゃないかなと。

で前に決められたのが、いったん寝てたのか、死んだふりしているというね、言われたような、そういう状況で、いずれにしろおったことは事実で、それが再開されるということになると、これは、長く眠っていた事業を再開するということだから、再開するかしないかね、もう完全にやめてしまうとかか、こういうことをはっきりさせる上では、やっぱり監視委員会の審議を経なければできないはずだと。これ、何度ももう言っているから、これ以上言いたくないんだけども、要するに審議対象にね、せざるを得ない事業だと、本来はね。ということなんです、この再開するよう国に要望したと。で、しかも来年度予算について、2億何千万円ですかね、付いてる。

ということなんですよね。これについて、どう、これ、解釈すべきなのかね。だから、提言ということでもとめるということでもです、実際の内容としては、この意見具申ね、あるいは審議とかね、これと紙一重のところ、回答せざるを得ないかなということ、思っているところです。

青山委員

ちょっと伺いたい。先生に聞くより事務局なんでしょうけれど。

今、先生がおっしゃったのは3ページの上段にあるんですけども、これは国庫補助事業の手続き上のお金の面での話と、計画確定なり行政手続き的な意味での、各プロセスありますよね。それが、どうなっているのかっていうのが、よくわからなくて、たとえば僕のほうが専門でやっているゴミ処理場なんかだと、国庫補助の手続きのほうが、かなり先にいっちゃったことがあるんですよ。

実際の構造設計とか、それに基づく話以前に。ですから、これはどうなんですかね。前のが、計画として生きてて、こういう、1回眠っているのを、お金が付かなかったけど、付かそうということで再開させようということですかね、これ読むと。死んでないようにみえます。どうなんですかね。

小平河川課長

2ページを見ていただきたいんですけども。2ページの2の1、前回の浅川ダム計画は中止とされている根拠。まず、このところに書いてありますけれども、平成15年度の再評価におきまして、まず県は、県としての意思決定機関であります、長野県公共事業再評価委員会において、長野県治水・利水・ダム等検討委員会の答申を尊重し、ダムによらない治水・利水対策を策定し、現行事業を中止すると再評価案を県として決定して、長野県公共事業評価監視委員会委員会に提示いたしました。

これに對しまして、この県案とすることで異存のない旨の意見を、同委員会から受けまして、この意見をふまえて同様の趣旨、現行事業を中止することを、浅川ダムに対する県の対応方針とした経過がございます。

したがって、県としていったん多目的ダムであります浅川ダム計画を中止する方針を決定した上で、今日に至ったものでありまして、本年度の委員会の中で中止すると発言は、こうした経過を指しているものでございます。それから、国庫補助事業上というお話がありましたけれども、「予算上は」ということです。

青山委員

でも、それは、はっきり県が中止ということを確認したとすれば、国庫補助事業の申請も1回取り下げるべきではないんじゃないですか、取り下げてないから、こういう記述があるんですかね。

小平河川課長

代替案がまだ決まっておりましたので、決まっていないということでゼロ予算、ということで内示をいただいております。

内山委員

ただ国に対しては、全体計画の認可を求めて承認を受けて、その全体計画がいまだに生き続けているということだとしますと、これは旧ダム計画の変更にあたるんじゃないんですか。それは、取り下げてないでしょ。

小平河川課長

旧計画は、まだ取り下げてございません。

青山委員

そこじゃないですか、ポイントは、先生、いたんでしょ、そこに。

梶山委員

14年度ね、ええ、いましたよ。変更はない。

小平河川課長

取り下げてはないんですけども、旧計画は中止したという県の判断です。

塩原委員

いや、中止っていうのは、あれでしょ。撤回じゃないんですよ。

一時的にやめたってことね。中止っていうのは、一時的にやめたってことだね。

小平河川課長

いえ現行の多目的ダム事業は中止として破棄しまして、破棄するというか中止しまして、ゼロから新たな代替案を検討しまして、現在の整備計画に至った経過がございます。

保母委員

いや、先ほどね、説明の中で、国からはね、ゼロの内示、ゼロ回答をいただいているということ言われたでしょ。

で、要求しないのにゼロの内示ということはあり得ないですよ。要求した場合に、ゼロの内示。要求しないものに、これもあれも、ゼロだぞということは内示しないんですよ。これ、どういう意味ですか、ゼロの内示という意味は。その間は、要求してたわけでしょ。

小平河川課長

河川整備計画が、まだできておりませんので、ゼロ、予算額ゼロとして要望していて、ゼロという内示をいただいております。

保母委員

予算額、ええと、国への要望として、予算の項目にはこれを載せて、その金額をゼロにして、国のほうに出していたと、こういう意味。

小平河川課長

項目といいますか、ダム名でゼロと。ダム名で、浅川ダム事業、ゼロと。

梶山委員

非常にわかりにくいんですが、もともとね、当初の浅川ダム中止計画というのは、そのダムによらない治水計画というところがメインだったはずで、要するに多目的ダムと、いわゆる治水ダムとは別事業だというようなニュアンスでやったのではなくて、そもそも河川改修と流域対策だけで洪水対応はできると、それが大前提のもとでの多目的ダムの中止だったわけですよ。で、それを、県から国に正式に報告を行っていないというのは、これは私、初めて聞く話で、そんなこと考えてもみなかったわけです。

これが、やはり多目的ダム建設事業、ゼロ要求のまま毎年国には提出していたというこ

とですか。国庫補助事業として。

小平河川課長

ここ数年ゼロとして要望しておりました。

松岡委員

すいません、どこらへんが議論のあれになっているか、私自身は遅れてきた委員なのでというか、新しい委員なのでよくわからないんですが、たとえば浅川流域については、ダムがあるかないかとか、ダムでやるかやらないかはともかくとして、流域総合開発計画、あるいはどうやって、開発ですから治水も利水もあるというようなのが、まず大きいのがあったと思うんです。それに基づいて、ではダムではこれだけ持たせて、河道ではこれだけ持たせてというので、田中知事より前にたぶん認可を受けているって、そういう認識でいいんですよね。違うんですって。

小平河川課長

ええ。当時多目的ダムということで、利水がありまして。

松岡委員

ですよ。だから、それを、田中知事になる前に認可を受けて、途中までいろいろと、地盤調査したり、いろんなことやってましたよね。ダム軸の位置なんかも見たような話で。

小平河川課長

本体の契約まで行いました。

松岡委員

ですから、流域の総合開発計画ということで、計画としてはあったわけですね。パンフレットなんかも出てますよね。それで、ダムが中止になった時点において、吉田小学校の裏ぐらいいまではダムでこれだけ持たせて、その下は、じゃあ持たせた、下流へ流している分で、流れるような断面にしようということで、あそこまで河川改修進めてきたわけですよ。で、あそこで止まったまんまになっていると。だから、その上のほうは昔のままなわけですよ。ですよ、あの、吉田小学校の上は、昔のままという、言葉尻をとらえられると、また困りますけど、基本的には大々的な河川改修しているというふうに見えないので、あそこで止まっているというニュアンスだったんですよ、われわれ市民というか、一般の人たち、あるいはその、吉田小学校の反対側に住んでいる人たちは。

梶山委員

止まったって、いつごろですか。

松岡委員

止まったというか、河川改修があそこまでずっときたのはわかっています。いつ止まった

か知りませんが、少なくともそこから河川改修で、どんどん断面が変わっていったという認識は、きっと地元住民にはないんじゃないかと。あのへんの稲田の住民にはね。

それで、ダムが中止になって、じゃあ代替案がないと、あのへんの未改修の部分どうするという話とか、いろんなことが出てきますよね。で、今の総合開発計画、浅川流域総合開発計画は、それは生きていて、そのダムだけがストップになったという認識なのか、総合開発計画自体が中止になったのかとか、そのへんの今、今こちら側の多目的ダムが、いつ中止になったか、ならないか、それを言っているか、言ってないかとか、そんなような話なのかと。変更した、しないと。大きい計画は生きて、ずっと生きてるけど、方法としては、その多目的ダムにするか、穴あきダムにするか、あるいはその遊水池なんていう話も途中では出ましたよね。結局、実現性とかいろんな問題で、いろんなものが出ては消えてったわけですけども、そのへんのところを整理して説明していただいたほうが、今の話の、ダムだけではないんですよ。浅川のその治水・利水という、総合開発計画というのは、それ、国がどこをばらばらに認可したのか。あるいは、まだ認可したまんまで、ここまで入ってるけど、ここから先は認可したままでやめましたという話になってないのだから、そういうの、ごっちゃになっているんじゃないかっていうような気がする。

青山委員

いや、だから個別事業としてのダムと、プログラムっていいですか、マスタープランっていいですか、流域総合うんぬんってありますけど、それは単なる事実上の行政計画だから、あんまり今論じるような話とはちょっと違っており、おそらく河川整備計画に載って、はじめてその事業、プロジェクトになっていくわけですよ。

だからそれを、今、議論しているわけですよ。行政計画全体の是非の議論を。

松岡委員

いや、行政計画全体っていうんじゃなく、その治水・利水も含めた浅川と、どう付きあっていくかという、そういう計画ですよ。

青山委員

うん、だけど、今ここで、そこまで全部、下流域から上流域まで全体の総合計画を、ここで俎上にするんじゃないかと、少なくとも、従来のね、多目的ダムっていうのが、ほんとに死んだのか、それがいくつかの代替案のワンオブゼムで、ほかの代替案に移って事実上は死んでないのか。もし、そうであればね、当然公共事業評価監視委員会にかからなくちゃおかしいんですよ。

実施要綱、国なり県の実施要綱からして。そういう話じゃないんですか。

梶山委員

そうです。ただ、松岡委員のおっしゃることも、まさに浅川のダム計画、当初の多目的ダムが中止になった理由というのは、要するに改修計画と、それから流域対策との関連をもって、中止してもいけるという、全体的な見方のなかで出てきた話でね。

松岡委員

だから、そこだけ話せばいいって、そういう話なんですね。

梶山委員

その関連性は、当然必要です。それは、当然なくちゃいけないんです、これからも。

松岡委員

だから、そこだけで話せばいいってことですね。そのダムの。

梶山委員

そこだけでいいかどうかわかりません。関連性が、どこまで広がるかっていうのは、当然見なきゃいけないんでしょうから。

青山委員

だけど、この委員会として、道路ネットワーク全体、さっきの前半の話ですけど、その後を論じるには、データは出してくれて言いましたけれども、そこまで論じたら、えらい、もう手に負えないじゃないでしょうか。

梶山委員

ただ、もう一度ね、そのダムがいらぬという理由の中に、流域計画と改修計画があったわけで、それとの関連はやはり不可欠でしょ。

だから、そこは、それをまず表に出していただかないと、議論ができない。

青山委員

そういう議論は、表に出てきてないんじゃないですか、あんまり。

だから、簡単なことを言っているわけですよ。この委員会にかけるべきかどうかという議論が大前提にあって、なんで提案を政策提言しようかというのも、審議議論の対象として上がってこない、しかしこれだけ重要なものなのに、この委員会として今年度、何も報告を出さなく、審議しなくていいのか、報告出さなくていいのかという話じゃないですか。

どうもじっくり、わかんないんですよ。

県は、中止したって言っているんですよ。表向きは。

福田委員長

だから、分からないというところを県で説明していただいて、その分からなくても、そこは委員会として解釈していいと思います。

松岡先生のお話は、先生がその流域に住まわれている住民として中に入ったときに、中止か継続かの決定は、長い歴史的な経緯の中で、簡単に片付けられないお立場っていうのは、いろいろあると思うんです。

だから私は、難しいというか、委員会のなかでも意見が割れる可能性があることを配慮をしたんですけれども。

で、それをどこで、話として切ったらいいとか、切ったらいけないということは、たぶんできなくなってくるとは思いますね。ですから、まとめ方なり、役割分担など決めていくことになるだろうということを予想したんですけれども。誰がこの本編となる、きちっという事実に基づいてやるところをまとめる方に、もちろんみんなは聞きますけども、注力してやっていただくとか、そういうとこやっていかないと、という気がするんですよ。

保母委員

ちょっと、委員長の提案とずれているかもしれませんが、今日やった4つの事業でね、県として、あれも、結局道路を、前の大きさでやるか、ちょっと狭くするか、右へ回すか、左へ回すかと、たとえばこういう議論ですよ。ということは、事業見直しですよ。

この浅川の問題でいうと、これが多目的なダムと、こういう機能を持ったこのダムと、こういう形でそれを見直してですね、先ほどの道路と同じように、ちょっとこれより変えようかというのと、どこが違うのかという、いまだに説明、何度も聞いてもわからないですよ。結局同じじゃないかなと。

だから、今まであった計画、しかもそれが中止というか、停止された状態、予算要求もされてない、こういう段階ですときて、5年間も経過したと。そうすれば、当然ここで乗せるべき話だと。それをこの委員会にかけずに、ほかの学識経験者を集めて、それは監視委員会に代替できる組織だというような形でやると、これからの問題としても、監視委員会でかけたらいろいろ紛糾するかなというようなのが、別のこういうふうにして、振り出しに戻すような形で、別の計画、組織をつくってやるというようなことも、考えておられるかということではなしに、それも形式論としてはありうる話になってくるんですよ。

そうすると、これは前例をつくるのは、私はあまりよくないなということは思っているんですよ。実は、梶山委員も私もだけでも、前の委員会からの引き継ぎでね、先ほど梶山さんがね、ちょっと声を出されたように、「え、中止してなかったんか」と、国との関係でね。私も、てっきり中止していると思ってたんですよ、国との関係でね。ところが、実際そういうことなんですよ。そうすると、なぜ新しい事業だ、別の事業だという説明というのは、ますますどういう根拠でそう言われるのか、違うんじゃないかなと思うんですよ。

福田委員長

いろいろありました。要するに、保母先生、梶山先生とか、委員会として長くかかわっていらした方もいらっしゃるし。あと内山さんとか、高水協議会と流域協議会とかで、この問題に深く、入り込まれた方もいらっしゃる。

その一方で、私も含めてなんですが、この浅川ダムについて、全く知識が薄い人間もいるわけです。知っていることといたら、1月30日から始まった浅川についての資料と、県からの説明という、それしか持ってない委員さんもいるわけですね。

ですからやはり、問題意識については、みんなで共通で持っていこうとしても、無理な部分ってあるんですよ。どう説明聞いても、長くから知っている人との違いが出る。

だから、どうみんなの意識をまとめていくかということが、やはり私の責任なんです。

青山委員

僕はやっぱり、保母先生が言ったことが、先ほど言った、こういう前例をつくっちゃうと、要するにダブルスタンダードというか、河川基本計画の中で有識者を集めて、そういうものをつくるということは、少なくともこっちが中止ということが前提で、こっちにかけない。で、別途やり直す、リ・スタート。ね。

そういうやり方なんで、一方今のずっと議論を伺っていると、専門的なもの以前に、代替案という名前のもと、それから国庫補助のプロセスの中で、まだ死んでないっていうか、生きているのではと。矛盾してるんですよ、両者が。それが、わかんないんですよ。

内山委員

あの、この計画については、前回の委員会で最初から、福田委員長のほうから、間を取った形の提言という形でまとめたいと、そういう、まあ、審議の諮り方がありましてね。

それで今まで事情わからなかった委員も含めて、提言でいいだろうというような方が多かったということは確かです。

私はだけど、この提言という形じゃなくて、今意見が出ているように、生きている計画が変更でもって、新しくかま首を持ち上げてきていると理解しているんですが、だとすればこれは過去に2回、3回と評価監視委員会にかけて、中止なり継続なりを論議してきたわけですから、当然これは評価監視委員会の審議対象であると。

保母委員

ちょっと待ってよ。それは、もう終わった話で、先ほどね。だから、取り扱いについては、終わったんですよ。ね、だから、それ何度もやられたら困るわけで。それはね、だから、ここでまとめることについても、事務局も協力すると。ね。

で、それで、発表することについてもね、全面に協力するということになっているわけでしょ、ね。そこで、さっき終わったんじゃないの。

それをね、また審議から始めましょうという話するわけ。

内山委員

私はできればそうしてほしいと思っています、当然ね。

保母委員

いや、だからね、それは提言の中で、これは審議にすべき案件であったというふうに、文字書けるかどうか知らんけども、書けばいいんじゃないの。それをね、また最初からね、どの入り口から入ろうかという議論、やめましょうよ。

福田委員長

私が言いたかったのは、そのダブルスタンダードというか、(4)を用いて、諮らないとしてきた。だけど、それは県の意思であって、別に違法ではないんだけど、一方で諮る選択もできた、というその事実ですよ、ね。

そのダブルスタンダードみたいのがあるという事実は、委員会の見解としてみんな一緒

だと思うので、そこをどう考えるかという委員会の見解は書けるだろうと思ってます。

ですから、何度も申し上げますように、この提言の目的は、公共事業の評価というよりも、社会一般にあり方を問う、公共事業そのもののあり方を問うということで、みなさんも理解していることだと思うんです。

で、もうひとつ言いたかったのは、その過去に上る部分でのずっといろいろな流れですよ。それは、説明聞いても難しい部分というのがあるので、役割分担じゃないですけども、問題を認識できたところで書いてみて、それをもとに、また質問するなりしてみませんかということをお願いしたいだけです。

言葉で書いてみたら、また疑問点とかもあるかもしれないし、資料とかあるなかで、1回整理をしてみないと内容的にも難しいということですね。

いづれにしても、このダブルスタンダードが復活してきたことについて、「本当にいいんだろうか」ということを問う提言になるのは間違いないです。

平松委員

あと、前回は確か申し上げたような気がするんですが、もうこれは審議事項からはずれるということで、全員一致で了解しましたよね。それで、提言にするということは、非常にいいことだということで決まったわけですけども、その中でね、これは何も浅川だけの話ではないんだという指摘をしたいと、私は申し上げた気がするんですが。

それで、ちょっと言葉悪いですが、法の網目をかいくぐるというようなね、そういうことが、もう今後ないように、この当委員会で、大々的に、対外的に発信すべきマターじゃないのかということです。

その目的で出せれば、それはそれで目的の何割かが達成ということになるのではないかなと思います。

福田委員長

たぶん、同じことだと思うんですね。こう生き返ってくるということと。で、浅川こうだけどってことだけで、世の中に問うというのはそういう意味なんで、そこを一度、やっぱり、どうでしょうね。

もう5時なので、今後どう進めるか、次回1月25日には、どなたが出席できないかが分からないんですけども、どう進めていくかですね。そして、ホームページで公開してもらおうということを約束しましたので、今後どうまとめて、進めていくかを決める話に戻させていただきたいと思うんですけども。

青山委員

それは大いにしていただきたいんですけど。今日、梶山先生が質問出されたことで、僕は、この計画確定手続きというか、行政手続き、実体法のダム法制と行政計画としての流域整備の話とかについて、まだ事務局の方から確たる返事ないので、理解がまだ最終的には深まっていないです。

で、川辺川なんか、かなり近い部分があるなというふうに、利根川流域はちょっと違いますけど、感じてるんですけど、書くっていてもそういう事実というかね、プロセスな

りわかんないで書いて、はたしてどうなのかという危惧はあるんですよ。

福田委員長

そうです。だから必要な資料を、いつどのように請求して、出してもらうかとか、そういうのをきちっと決めていきたい。

青山委員

そうですね。資料だけじゃなくて、ここでね、事務局の方がいて、そりゃ事務局の方も根ほり葉ほりは嫌でしょうけど、何もその僕は、議論蒸し返すんじゃないで、事実なり経過なりでね、わかんないと、いいかげんなこと書けないじゃないですか。

福田委員長

そうですね。たとえばね、委員会は過半数以上じゃないと開けないですが、臨時に、皆さんの承認のもとで何人かの委員のみなさんが、県とやりとりをして、事実を正確に得るだけのために集まるとかですね。そのようなことを具体的に決めていかないと。

梶山委員

だから資料とね、資料に対する質疑応答を、やっぱりやってもらわないと、資料だけでわかんないこも、いろいろあると思うんですよ。

保母委員

資料もいろいろありましてね。

たとえば、予算のね、ゼロ要求やったって先ほど話がありましたね。その箇所についてね、これは平成17年度、このような形でゼロ予算だと、ね。ゼロ要求だと、前の年もどうだったとかね、たとえばね。そういうのも見ないとね。今聞いたからって行って、ゼロ要求だったってね、下手なこと書けないからね。

梶山委員

資料を見た上で、それでまた、こういう資料もあるんじゃないかという形で、やはり説明を聞きながら派生的にいろいろ出てくるはずなんですよ。そういうの。

福田委員長

どうでしょうか。

平松委員

あの、まず1点あるんですけども、これ、はたして、この1月何日ですか。これ、できるのかなと、私は無理なんじゃないのって思うんですけども。

それで今、資料うんぬんという話、当然、書く上では、それなりの責任のもとで書かないとだめなんで、下手なこと書けないんですよ、憶測で物事を書けないですから。これは、かなりじっくりと腰を下ろした形で、じっくり考えないと、逆に何やってんのという、

そういうものは、出したくない。

福田委員長

事務局のほうに聞きたいですが、回数は増えるという件については・・・。

事務局（赤羽主任専門指導員）

回数その他につきましては、私ども事務局として協力すると申し上げておりますので、1月に限らず、そういうことは事務局としては、いろいろ強制するものではございません。

青山委員

そもそもね、審議事項として再評価の対象としてきたわけじゃないものだから、1月下旬ってこだわる理由はないんじゃないですか。

だから、前半、今日前半やったものは出さなくちゃいけない。ね、それでそれはシナリオができたわけですよ、みんなで議論して。

ここの部分はね、1月下旬にまとめなくちゃいけないことないので、かつみんなそう思っているように、まだまだね、ほんとに我々でいいのかも含めて、この問題を情報を得て、議論するなり、質疑して書いたほうがいいんじゃないんですか、世の中にとっていうなら。

梶山委員

賛成。

青山委員

無理ですよ、ちょっと。ねえ、無理だよねえ。

福田委員長

そうですね、じゃあ意見書の件は、皆さん1月10日までの宿題もある方もいらっしゃるんですけど、25日にはまとめきるということで。

青山委員

ねえ、そう、必ずやりましょう。

福田委員長

はい。1月25日に、また浅川の続きについては、どうしましょう、まだ追加の質問とか。

梶山委員

こういう資料を出してほしいと、その時までにある程度用意してもらって、それを見て、また質疑応答しながら、こういう資料も出してほしい、ああいう資料も出してほしいということ、ひとつとおりやらないと。

青山委員

そうですね。こういうものが出てくると、いろいろとまた議論できますし。

福田委員長

では、そのようなスタイルでよろしいですか。それで、こういった資料について、事務局から答えいただいて、それでさらに追加資料とかあれば請求して、事務局のほうから直接各委員へ送っていただいとくことでよろしいですか。

石澤委員

よろしいですか、これから考える、1つの参考として教えていただきたいんですけど、たとえば2ページのところの、中止とされている根拠というところの文章がありますね。このとおり読んでいくと、根拠としてはおかしいのではないかというような考え方も、あり得るわけですか。

青山委員

誰に聞いてるんですか。

石澤委員

梶山さんが一番聞かれたから、梶山さん。

梶山委員

どこですか。

石澤委員

ええと、2ページですね。浅川対策。

梶山委員

ええと、これでどこが納得できるんですか、逆にいうと。

石澤委員

だから、どういう点、どういうところを考えると、これは根拠としておかしいんじゃないか、そういうところを指摘していただければね、参考になるんですけどね。

梶山委員

要するに、これはあれでしょ。旧計画のこと言っているんでしょ。旧計画で。旧計画でダムを廃止したということですよ。で、その次、したがってというところですか。

旧計画でダムを廃止するところまではいいんです。そこまでは。

今、問題にしているのは、その旧計画で多目的ダムを廃止しながら、その今回の穴あきダムが復活した部分かわからないと言っているんです。

石澤委員

あの、ここで、ゼロ申請してますよね、予算のね。

次のページのほうでね。これ、ゼロ申請しているということは、継続だということの解釈もなりうるということなんですか。

梶山委員

それは当然そうですね。

だから、これはゼロ申請はいいとして、まあいいっていうのはまた別問題ですが、この再開理由については、これ全然書いてないじゃないですか。ここには全く書いてない。

石澤委員

いや、あの、ゼロ申請が継続だとすれば、中止はされてないってことになりますよね。

梶山委員

いや、だから、その実質的な理由がね、要するにダムもつくらなくて、流域計画と改修計画でできますというのを前提にして、多目的ダム計画を廃止したんだから、そこにはやはり実質的な理由が伴わなくちゃだめでしょ。やっぱり、この治水ダムをつくる、それが多目的ダムじゃなくて、治水ダムオンリーになったとしてもですね。じゃ、なぜ、その旧計画で改修と流域でできるといったのが、どういう流域解析なりなんなりをして、どういう機関でもって、どういう手続きで、どういう実質的な理由でもって、こうなっちゃったのかというのが、その手続きの問題と実体の問題と、両方とも理解できないです。この記述じゃ、まったく理解できないですね。

石澤委員

いや、もう一度お聞きしますけどね、ゼロ申請、あの、申請とにかくやっている限りにおいては、その事業は継続だということになるわけですか、ゼロでも。

梶山委員

と思いますね、私は。これは、初めて僕は聞きましたよ。

青山委員

取り下げしない限りは中止はないのじゃないの。申請の有無にかかわらず、取り下げない限り。相手が切ってくれば別だけど、国が、国庫補助に関しては。

梶山委員

通常は、県レベルでは廃止する、要するにダム計画によらずに、流域対策をやるんだと聞いたんだから、当然、国に対する関係でも、明確に中止してるんだと、僕は思い込んでいたんですね。

石澤委員

そうするとね、委員長ね、それに対して県がどう答えるかっていうことで、われわれ、理解できるわけなんですね。

平松委員

全体計画としては継続しているけれども、多目的ダムに関しては事実上県としては中止を決定しましたと。だから、予算要求としては毎年ゼロ要求になってたということで、浅川流域全体の計画論は、当然生きてますよという考えではないんですかね。

内山委員

いや、多目的ダムを中止して、今度の穴あきダムとして復活したのは、今年の2月8日ですよ。ですから、その前のね、予算要求は今のお話しとは違うんですよ。

青山委員

ひとつの事業をやる場合に、3つなり5つなりの柱があって、全体としてひとつの事業を進めていくと。で、その柱のひとつが、この浅川のダムであって、この柱じゃなしに別の柱というような問題が、ずっと続いてきているということじゃないの。

青山委員

だけど、位置も同じなんでしょ。

内山委員

位置はまったく同じ。

青山委員

さっき、僕がプログラムとプロジェクトって言ったけど、プログラムにいろんなものがあってというのはわかるんですけど、ひとつの個別プロジェクトとして、その位置にあったものを中止って言ったならば、本来中止で、それをもう一回そのプログラムに入れるために、河川整備基本方針と河川整備計画ってのがあるんじゃないんですか。たぶん、そういう理解ですよ、私は。で、その次に、アセスとかね、一連のが入ってくるんですよ。

内山委員

ただ、浅川の場合には、河川整備基本方針はないんですよ。

青山委員

ないんですか、計画だけなんですか。では、そのプログラム、先ほどあちらの方が言われたね、プログラムはどうなってるんですか。

内山委員

その前に、千曲川に工事实施基本計画というのがあるんですけど、それを基にして、と

にかく基本方針はなくて、それが未成の段階で河川整備計画だけが出てきているわけです。

青山委員

実施じゃ違いますよね。

梶山委員

基本方針は、国交省がつくる。

内山委員

そうです。

保母委員

大臣がつくるのが、つくってないと。で、下がない基本計画ですよ。

内山委員

河川法上は河川整備計画です。

委員

河川整備基本方針。

青山委員

整備計画っていうのは、何も個別、浅川ダムだけじゃないでしょ。そうですよね。

梶山委員

そうです。だから、整備計画でもって学識者の意見を聞いたということと、このダムに関して学識者の意見を聞くと、これはぜんぜん別問題と見たほうがいいと思いますね。

福田委員長

ここについて、県はお答えできますか。

小平河川課長

浅川の河川基本整備方針とか、整理計画については、今回お出ししたこのペーパーの中で記載させていただいております。

塩原委員

このペーパー、今日、配っていただいた。僕、メールで取ったんだけど。

福田委員長

配ってないですね。

事務局（赤羽主任専門指導員）

メールであらかじめ差し上げてございますが、本日は配ってございません。

福田委員長

今5時を回ってるんですがどうでしょう。

もう一回、資料なり説明なりで質問整理して、質問事項なり、個別にまとめてもらいましょうか。

青山委員

あの3ページの上の部分がひとつ、県が答えてきたものなんですけど、疑義というか、不思議なところじゃないんですかね。要するに、県のロジックっていうのは中止したと、それで、河川整備計画の中に、似て非なるものを入れて、別途の委員会を、長野県の河川整備基本計画の中で有識者会議を立ち上げ、そこで審議、まあ土木的な話が多いんですけど、したと。で、ここにあって書けないという理由を、それにしたわけですよ。

そうですね。だけど、もし死んでないというのは、この3ページの上のへんだけじゃなくて、いくつか痕跡があるんですけど、そうだとするとそもそも話が全部違ってきて、再評価なりの、得た上でこの委員会で審議しないとおかしいって、別に蒸し返す意味じゃなくて、そうなっちゃうんですよ。

福田委員長

正しいことを書かないと。そうだと思います。

青山委員

だから、その県の方に明確に、今、私の理解でいいのかどうなのかを、お答えいただきたいですね。ここに書いてある、予算の話なんかは。

事務局（手塚技術管理室長）

国土交通省の再評価実施要領にあるんですが、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等で審議を経て、河川整備計画の策定変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけると。あの、県はこれを準用して、審議事項ではないという説明をしております。

ただ、ここでは、中止したダムじゃなければ、こういう扱いはしないということは書かれておりませんし、今回の場合もこれを適用すべきというふうに考えたということです。

小平河川課長

今まで、国土交通省のほうへゼロ要求しているのは、代替案ができてないこと、それから河川整備計画もできてないことから、ゼロ要求ということでやっておりました。

で今回河川整備計画が認可になりまして、新たな計画ということで、国に対しては来年の補助の予算要求をしたところでございます。

塩原委員

それ、違いますよ。

それは、浅川ダムじゃなくて、諏訪のダムだって。中止になってないじゃないですか。あの、ゼロ要求、予算ゼロ要求だけです。そうでしょう。だから、あなたの説明おかしいですよ。

小平河川課長

あの、蓼科ダム、あの、今おっしゃる砥川、あるいは蓼科につきましても、代替案ができておりませんので、ゼロ要求ということでやっております。

塩原委員

代替案できてんじゃない。河川整備計画できたの。

小平河川課長

河川整備計画の中の、流域対策 100 年分についてできておりませんので、当面、砥川・上川については、20 年間で 50 分の 1 の河川改修をするということだけ記載しております。

塩原委員

砥川のこと、ここで論議する時間ないけど・・・。

福田委員長

そうですね。もう時間で、帰られてしまう委員さんもいるので、今日はここで終わりにしましょう。

青山委員

ちょっといいですか。今の、初めて伺ったんですけれども、もしそうだとすると、行政の裁量で、この委員会にかけるものか、かけないものかっていうのは決められるだけで。

ある意味自分たちなりの意向で、これはここにかけると簡単には、なんかまずいなというものについては、別途委員会を立ち上げて、その計画をつくって、1 カ月ちょっとの審査しかないところで認可。それは、とうてい構造だ、設計だ、細かい環境じゃないところでの、そっちのほうに行っちゃうと、ここは素通りするから、この委員会が形骸化されるんじゃないんですか。まあ、そういうことなのかなと、単純に。

内山委員

今の青山委員の意見に、私はまったく同感なんですけどね。この、監視委員会そのものが、まあ、これは金子委員も言っていることなんですけどね、監視委員会のあり方が今のような委員会でもいいのかどうかということを、やっぱり考えたいと思っています。

それから、たとえば今問題になっている、県からの回答の文書ですね。これの 1 ページ目にあるんですけれども、学識経験者のことについては、意見聴取をしたと、行ったと書いてるんですが、河川法は学識経験だけじゃなくて、住民の意見を反映する措置を講じな

ければならないと決めているわけです。この、今回の浅川ダムを中心とする、浅川河川整備計画について、この回答では一切どのような住民手続きを行ったのか、したのかしないのかも、一字も書いていません。こういう不備な回答でもって、なんていうんですか、委員の理解を迷わせるようなね、資料を出してきちゃ困ると思うんですよ。法律では、そういうことを定めていると、その前段で書いているんですが、じゃあ県が実際に何をやったんですかということを、一言も書いてないわけですよ。学識経験者の意見を諮ったということだけ書いているわけです。住民の意見を反映する措置は、講じなくていいんですか。

小平河川課長

1ページのちょうど下のほうに書いてございますけれども、学識経験者の意見聴取は3回の会議を行ったというふうに書いてございます。

内山委員

はい、書いてあります。

小平河川課長

今回、委員おっしゃるのは、国の要綱の中の、河川整備計画策定するにあたり、学識経験者等の意見を聴取してと、ここに関する部分でございましたので、これはここしか書いてございません。ただし、住民意見の聴取ということでは、公聴会は3回やっております。

内山委員

だけどその前段の国のところで、公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるとというのが、河川法16条の2第4項で定められているわけですよ。それについて、県がその手続きをどうやったかということは、なんにも書いてないんですよ。

保母委員

いや、それね、県が答えればいいんだけど、それはね、この監視委員会に諮らなかつた理由と根拠の話だから、それは、設問との関係ではね、書かなきゃいかんかどうかというのは、それは書かなくてもいい話じゃないかと私は思うんですよ。

で、その3回と言われたのについては、今まで大量に送られてきた資料の中でも、どのような流域で会議やったのかとか、全部出てるから、この問題設定との関係で、それだけで私はいいと思うんだけどね。違うんですか。とにかく、書き出したらきりがありません。

福田委員長

そうです。だから、今、青山先生も平松先生もいろいろ言われてたんですけども、公共事業のあり方として手続きに問われるもの様々あります。行政裁量で決めてつくるとなるときに、法的に違法でなければ、解釈次第で、どういう形を取っていかうかと、いろいろやれることが、今回の浅川を通して見えてきています。その部分を問うことは、皆さんも一致しているので、そこをきちんと出していくということだと思っております。

それについては、まだ不足している情報もあるので、次回1月25日に新たな資料とか

を見ながら進めていくということで。誰がどうまとめていくというようなところまでは、まだ見えてないんですけれども、進めていかなければいけないので。

新たに県に質問することについては、個人で事務局へお送りいただくということでもよろしいでしょうか。1月25日にどれだけ詰められるか分からないですけど、同じことが繰り返されない形で、進めていければと思っています。

梶山委員

1月25日の事前に少なくともこれだけの資料は用意していただきますというのが、各委員から出してもらったほうがいいんじゃないですか。

福田委員長

どうでしょう。皆さまバラバラでいいでしょうか。

保母委員

委員長経由のほうがいいですよ。委員長としても、どんな質問が出ているのかわからん状態で全体をまとめようとしても無理ですからね。

福田委員長

わかりました。それは、資料の用意もあるでしょうから、1月25日だったら、1月10日を締め切りということで、お願いいたします。

中村委員

委員長すいません、私は、次の委員会に申し訳ないですが、出られないので、私から、ひとつだけ言っておきますけど、これは委員として受けるときに、その要綱を説明していただいて、それに基づいて、まず私たちはやることは基本だと思っていますんで、それだけお伝えしておきます。

福田委員長

わかりました。それでは、ずいぶん長くなってしまいましたけれども、今日の委員会をこれで閉会させていただきたいと思います。1月10日までに意見書等も含めて、みなさん作業を伴ってしまいますけども、よろしくお願いいたします。

それでは、終わります。

事務局（赤羽主任専門指導員）

本日は、年末の大変お忙しいところを、お集まりいただき、また熱心なご討議、長時間にわたりありがとうございました。次回の委員会でございますが、先ほど委員長のほう、申し上げておりますとおり、1月25日を予定をしております。年明けで、また何かとお忙しいとは存じますけれども、ご出席をいただけるようによろしく願いをいたします。

これで、平成19年度第3回長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。